

決算特別委員会会議録

日時 令和6年11月20日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 4時48分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 水岸富美男
副委員長 藤本 好彦
委員 河西 敏郎 山田 一功 飯島 力男 石原 政信
臼井 友基 伊藤 毅 渡辺 大喜 寺田 義彦
清水喜美男 古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修
志村 直毅

説明のため出席した者

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 河合 秀樹

D X ・情報政策推進統括官 瀧本 勝彦
D X ・情報政策推進統括官次長（情報政策推進監事務取扱） 村上 宏之
D X ・情報政策推進統括官D X推進監 長谷川 晋吾

監査委員事務局長 草間 聖一 監査委員事務局次長 小野 博隆

多様性社会・人材活躍推進局長 古澤 善彦 多様性社会・人材活躍推進局次長 小林 孝恵
多様性社会・人材活躍推進局次長（男女共同参画・外国人活躍推進課長事務取扱） 入倉 由紀子
労政人材育成課長 川崎 健司

福祉保健部長 井上 弘之 福祉保健部理事 植村 武彦 福祉保健部次長 若月 衛
福祉保健総務課長 宮下 つかさ 健康長寿推進課長 佐原 淳仁 障害福祉課長 廣瀬 充
医務課長 清水 康邦 健康増進課長 知見 圭子

子育て支援局長 斉藤 由美 子育て支援局次長 小澤 理恵
子育て政策課長 篠原 孝男 子ども福祉課長 水口 純一

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦
環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美
自然共生推進課長 小野 富夫

県土整備部長 秋山 久 県土整備部理事 寺沢 直樹 県土整備総務課長 柏原 隆仁
道路整備課長 保坂 和仁 砂防課長 山本 佳敬 建築住宅課長 武藤 勉

公営企業管理者 村松 稔 企業局次長 雨宮 学 企業局技監 功刀 稔永
企業局総務課長 小澤 哲也 電気課長 槌屋 浩之
新エネルギーシステム推進課長 宮崎 和也

出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人

議題 認第1号 令和5年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
 認第2号 令和5年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は審査日程表に従い、人口減少危機対策本部事務局、DX・情報政策推進統括官及び監査委員事務局、多様性社会・人材活躍推進局、福祉保健部、子育て支援局及び環境・エネルギー部、県土整備部及び企業局関係の順に行うこととし、審査意見書に記載のない内容については発言することができないこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見を行うことが了承された。

次に、認第1号議案について、午前10時から午前10時41分まで人口減少危機対策本部事務局、DX・情報政策推進統括官及び監査委員事務局関係、休憩をはさみ、午後0時59分から午後3時59分まで（途中、午後2時35分から午後2時45分まで休憩をはさんだ）多様性社会・人材活躍推進局、福祉保健部、子育て支援局及び環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、認第1号議案及び認第2号議案について、午後4時14分から午後4時38分まで県土整備部及び企業局関係の総括審査を行った。

質疑 人口減少危機対策本部事務局、DX・情報政策推進統括官、監査委員事務局

（監査委員の審査意見に対する意見について）

山田委員 監査委員から出ております報告書に対する不納欠損処理について、今回の監査意見書に不納欠損処理についての項目出しのコメントがないが、どのような理由かということについて、お伺いをさせていただきます。

これが、令和5年度の山梨県の歳入歳出決算審査意見書並びに基金運用状況、監査意見書であります。既に、監査委員が日頃御苦勞いただいて膨大な量を処理しておりますこと、また、私も議会選出の監査委員として、その任に携わったこともありますので、その苦勞と大変さはよく存じ上げております。

その上で、私が議員に当選した当時、やはり議員の職務の一つとして、不納欠損処理や収入未済額について、我々としては一番注意すべき項目であると理解をしておりました。確か今年のページで言えば多分5ページぐらいに、収入項目の中で収入未済額の推移はあるのですが、不納欠損処理についても、その当時はあったような記憶がありましたので、今回の質問に至ったわけであ

ります。収入未済について、この後私は質問を幾つかしていくわけですが、特に不納欠損処理については、地方税法、一番大きなのが多分地方税法の第18条、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定期限外の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効によって消滅すると。さすがに何もしないで5年間たつということはないにしても、これが一つ大きな項目です。

それから、やはり同じ地方税法の第15条の7に、地方団体の長は、滞納者につき、次の各号のいずれかに該当する事実があると認める場合は、滞納処分の執行を停止することができる。その中の第4項目に、第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、または納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは消滅するとあり、自動的に消滅していくわけですね。これは多分、滞納者の所得状況、資産状況を調べてから3年たてば自動的に消滅するというのではないかと思います。また第5項には、第1項第1号の規定により滞納処分を執行停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかなきときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅させることができる。これはできる規定だから、必ずしもしないでもいいわけですけど、現状、消滅する。

この大きく分けて3つの項目が、不納欠損処理の大きな根拠条文になると思います。そんなわけで、私たちが議員としての職務の中で、特に歳入によって支出項目を予算審議していくということは、もしこういう多額の不納欠損が出た場合には、歳入欠陥を起こすので、その認めた予算自体の執行上問題が出るのではないかと想定されますから、非常に大きな項目ではないかと思っています。また、私たちが議員の職務として、県の業務の執行状況、それから予算の使用状況等を審査、チェックする立場である側からすると、非常にこの部分が大きい問題ではないかと思っております。

したがって、ここの部分については、私としては記載をしたほうが良いと思っています。ただ、私が監査委員であったときも、膨大な資料を見の中で、そこに記載はあったと思いますけど、わざわざ項目出しまではしなかったんで、この質問をすること自体が自分にも返ってくる話かと思うわけですが、今の監査委員事務局の皆さんも2年ごとぐらいで替わっていく中で、前年を引き継いでくれば、欠落といった失礼ですけど、記載がなかったことを踏襲してきてしまったと思いますので、ここで改めて、その重要性に鑑みて、その経過について、まず御質問をさせていただきます。

小野監査委員事務局次長 決算審査意見書に記載すべき意見につきましては、定例監査等の結果も踏まえまして、原則として留意または改善すべき事項について主にコメントをしております。

令和5年度に不納欠損処分とされた債権につきましては、担当所属において債権管理が適正に行われたにもかかわらず、時効の成立などにより、徴収し得なくなったものと判断しております。そのため、この処分は、法令や滞納債権処理方針等に基づき、適切に行われており、留意または改善すべき事項には該当しないものと認められることから、本意見書においてはコメントを記載していないものでございます。

山田委員 ただいまの答弁のとおり、私も監査委員時代も、そういうところをまさに監査をしていたわけですが、過去から見ると、収入未済の推移経過、それから不納欠損の棒グラフでの表記があったと思います。この後の個人県民税の部分でも質問をしますが、確かに不納欠損は大分減ってきている推移が見て取れますが、やはり表にしてもらったほうが分かりやすいし、ぜひ県民のためにも見やすい監査意見書に今後していってもらえればいいのではないかとということも含めて、今後の対応について御質問をさせていただきます。

小野監査委員事務局次長 山田委員の御指摘のとおり、不納欠損処分の重要性を考慮いたしますと、より分かりやすい意見書とするため、審査の結果として不納欠損処分に関するコメントを記載することも有効と考えられます。このため、今後の意見書における不納欠損処分に関する記載につきましては、山田委員からの御質問における意見等も踏まえまして、意見書案の検討を進めてまいりたいと考えております。

山田委員 前向きなコメントを頂きましてありがとうございます。

私も、監査委員をした立場から、日頃から監査委員事務局の皆さん、あるいは監査委員の皆さんが御苦労いただいて、特に事務局の職員さん方が丁寧な監査をしているので、日頃の事務局の皆さんの御苦労に感謝申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（行政のDX推進について）

伊藤委員 まず、主要施策成果説明書の217ページでございます。行政のDXの推進についてお伺いさせていただきます。

少子高齢化が進む中、社会の活力を維持していくためには、様々な場面においてデジタルの活用を進めることが不可欠であると考えております。一方で、デジタルを有効活用するためには、データを効率的に収集・整理・保管し、活用しやすい形で提供することが重要となります。県では、県内オープンデータを集約する山梨データプラットフォームを構築し、データの収集と公開を行っており、ここが県内のデータ流通の中心地となっているものと承知しております。

については、山梨データプラットフォームにどのようなデータがどのぐらい掲載されているのか、またどのような形で提供されているのか、まず、お伺いさせていただきます。

長谷川DX・情報政策推進統括官DX推進監 山梨データプラットフォームですけれども、現在、人口・世帯の状況、経済や産業の動向といった各種統計調査の結果、それから公共機関や医療機関の所在地など生活関連の資料につきまして、県や市町村が保有する292のデータを掲載しております。

公開しているデータですけれども、CSVやExcelなど、コンピューターで処理しやすい形式となっていて、企業活動、行政事務、それから大学等における研究活動などの場面で、基礎的な資料として活用されております。また、感染症の動向、移住者向けの情報提供サイトなどでも活用されております。

引き続き、データプラットフォームで、公開するデータの充実と活用の促進に努めてまいりたいと思います。

伊藤委員

様々なデータがあることをよく分かりました。

次に、アプリの開発についてお伺いさせていただきます。

アプリと言いますと、私はスマートフォンのアプリをイメージするところですが、開発することは、経験のない人にとって簡単なことではないと思います。県では、昨年度、職員自らが簡単にアプリを開発できる体制を整備したとのことですが、実際に職員が開発を行う際には、分からないことやうまくいかないことに直面することが多々あるかと考えられます。また、職員は必ずしも開発に必要な知識を持ち合わせているわけではないと思うので、職員によるアプリ開発を進めるには、研修による知識スキルの習得がとても重要だと考えております。

そこで、アプリ開発の体制整備に当たり、どのような研修を実施したのかお伺いさせていただきます。

村上DX・情報政策推進統括官次長 昨年度の事業におきまして、事前に用意された部品を組み合わせることでアプリを開発できるツールの導入を進めました。また、ITの専門知識がなくても、簡単にアプリを作成できる環境を整備しました。

一方で、委員がおっしゃったとおり、簡単に作成できると言いつても、基礎的な知識やスキルは必要となりますので、アプリの作り方などを体験する初級者向けの研修を実施いたしました。また、初めてアプリ開発を行う際のハードルを下げるために、様々な部品を用いたアプリ開発の体験を行う中級者向けの研修を実施したところであります。さらに、開発する際に直面します技術的な課題や疑問に対応するために、問合せへの回答や活用事例の情報提供を行うヘルプデスクを設置しまして、職員による開発を丁寧にサポートしております。

伊藤委員

スキルアップのための職員研修や日頃のアプリ開発を支援する体制が整えられているとよく理解しました。職員自らが業務や現場の状況に合ったアプリを作り出すことができれば、これまで以上に業務改善が進み、業務の効率化や業務の量の削減、さらには働き方改革につながると考えております。

そこで最後に、具体的なアプリ開発の事例と今後の取組についてお伺いさせていただきます。

村上DX・情報政策推進統括官次長 研修によりまして、開発のスキルを学んだ職員が創意工夫を凝らしながら、様々なアプリの開発に取り組んでおります。具体例を挙げますと、現場で撮影した写真を庁内にいる職員と瞬時に共有しまして、現場の状況に合わせた対応を迅速に検討できるようにするアプリが作成されております。また、申請や届出の手续におきまして、承認までの一連の流れを自動化することにより、記載内容の転記ミスなどの誤りを防止するとともに、効率的な事務処理を行えるようにしているアプリがあります。さらに、管理している備品に貼りつけたQRコードをアプリで読み込むことにより、所在確認や貸出管理を効率的に行っている事例があります。

今まで開発されたアプリの中には、ほかの所属や業務において有効に活用できるものもあります。そのため、開発事例や活用のノウハウを集めて、優良事例を横展開することにより、アプリ開発を推進し、業務の効率化や改善の効果が県庁全体に広がるよう取り組んでまいります。

伊藤委員

山梨データプラットフォーム活用によるデータの公開の進展と、アプリ開発による業務改善の

取組について、よく理解できました。

行政のDXの推進により、今後一層業務の効率化が進み、その余力で新たなサービス創出につなげていくことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

（音羽職員宿舎（土地・建物等）売買契約（プロポーザル）について）

飯島（修）委員 意見書に従って、音羽職員宿舎の契約についてお伺いしたいと思います。

このプロポーザル企画提案項目要綱の中には、参考価格1億5,500万円と明示してあります。結果的に3分の1の4,500万円の価格で、株式会社七保に契約売却していることを、まず念頭に何点か伺いたいと思います。

選定結果の点数を見ると、買収希望価格に関して、株式会社七保は132点に対し、次点のA社は150点とあります。この150点の価格は、一体幾らでしょうか。

細田人口減少危機対策本部事務局長 価格につきましては5千万円であります。

飯島（修）委員 5千万円ということで、その差は5百万円ということが分かりました。

次に、選定の結果を引き出す、ほかの評価項目が何点かあります。その中で、子育て世帯に対しての工夫、移住者・2拠点居住者に対しての工夫、その他の工夫と、この3点について、株式会社七保とA社とで、54点も差の開きがある。その差の具体的な根拠をお示しいただきたいと思います。

細田人口減少危機対策本部事務局長 選定業者の提案につきましては、子育てしやすい間取りへの変更など、ハードの整備にとどまらず、ソフト事業が大変充実しており、それが評価されました。

具体的には、入居者同士をつなげる常駐コーディネーターの配置、入居者や2拠点居住者が使用できるキャンプ用具などのシェアリング、地域住民も参加できる定期的なイベントの開催などです。選定業者が有するノウハウが詰め込まれた、快適で魅力のある居住環境の工夫が凝らされた提案であったため、次点候補者に対し高い評価となりました。

飯島（修）委員 今、54点の説明を受けましたが、にわかに、この場ではそれが選定の価格以上の効率化というか、合理的な根拠だというのは、私も判断がつきません。ですので、これから採決が行われるときの要素にしたいと思います。

県にとって、やはり買取価格は大変重要だと思います。当然、認識していると思います。特にこの件は、東京の株式会社リノベると共同施工して、竣工後は、七保が賃貸借契約の運営をすることになっていると思います。ということは、この賃貸借契約をしても、県には何の収入もないということですから、売買価格がとても大事になるということです。県は常に、県有資産の有効活用を言っているわけでありまして、参考価格1億5,500万円を売却価格4,500万円と、その差は1億1,000万円あります。例えば、その1億1,000万円を県がほかで稼ぐとしたら、とても大変だと思います。

その辺を関連の質問として、売買価格は参考価格以上でフィックスをして、それ以外の項目でコンペすることは考えられないでしょうか。

細田人口減少危機対策本部事務局長 買取価格も大変重要ではありますが、本事業は単に物件を売却して終わりの事業ではありません。従来の県職員宿舎を、民間のノウハウを十分に活用し、子育て世帯が求める良好な住環境に再整備し提供をするものです。

先ほど申し上げましたとおり、選定事業者の提案には、子供の見守りがしやすい広々としたリビングへの改修のほか、孤独を感じがちな子育て世帯の交流の場、近隣住民との交流による地域とのつながりの創出など、良好な住環境の創出の点で高い優位性がありました。

県有資産の活用策としましては、前例のない全く新たな取組ではありますが、民間の知見を取り入れた有効な方策であると確信をいたしております。

参考までに、県が直営で宿舎の修繕をするとなると2億8,000万円はかかるという見積りも出ております。

飯島（修）委員 細かい丁寧な答弁をありがとうございました。今後、いろいろな契約が出てくると思いますが、あくまでも県有資産の有効活用という立場で意見を申し上げさせていただきましたので、以上で終わります。

（行政のDX推進について）

志村委員 では、審査意見書に基づいて、行政のDX推進について伺います。

まず、アプリ開発のための庁内体制構築についてであります。庁内体制の構築のための環境整備に必要な運用設計、ガイドラインというのが要綱に出ておりましたけども、これは具体的にどのような内容なのか、まず伺います。

村上DX・情報政策推進統括官次長 県庁内でアプリ開発を推進するに当たりまして、多くの職員がまずアプリ開発の経験がないこと、また人事異動により作成されたアプリを管理する職員が替わることを十分考慮する必要があります。職員が開発に当たってのルールを踏まえてアプリを作成するとともに、そのアプリを利用するほかの職員も仕組みを理解できなければ、業務の効率化や改善の効果を長期間維持し続けることができません。そのため、アプリ開発に当たりまして、職員が理解しておくべき内容を取りまとめまして、周知徹底することを目的としてガイドラインを作成いたしました。

ガイドラインでは、アプリの企画、設計、開発といった作成手順や取り扱って良い情報、また開発したアプリの管理方法など、アプリの企画から運用管理までの全般にわたる項目につきまして、職員が留意すべき内容を定めております。

志村委員 承知いたしました。確認ですけれども、このガイドラインというのは、全庁、出先も含めて、職員の方々に共有をされているという理解でよろしいでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 ガイドラインについては、全庁の職員に周知するよう努めております。

志村委員 周知を努めていただくのですけれど、例えば職員の方々のネットワークが何かで共有されてい

るとか、全職員の方がこれに基づいて、業務に必要なアプリ開発の場合には、これを用いるのですよということは、今の時点で理解をされているということでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 前年度行っておりまして、もしくは今年度も行っているのですが、研修の中でまずは周知に努めております。といいますのは、まだアプリ開発したこともない人にガイドラインの内容を説明してもなかなか理解できないという点がありますので、研修中心に理解を進めています。

志村委員 それから、プログラムに関する専門知識を有していない職員であっても、ローコードによるシステム構築や改修を迅速に行える環境の整備は具体的にどのように行われて、どの程度の成果が上がっているのかと、具体的に研修を受講した職員のICTスキルがどのように向上したのかお伺いします。

村上DX・情報政策推進統括官次長 環境の整備に当たりまして、まず専門知識を持たない職員が簡単にアプリを開発できるツールを導入するとともに、職員研修を実施いたしました。基本的な知識やスキルを学ぶ初級者研修につきましては、定員を550名と設定していたのですが、それを上回る581名が受講しております。また、実際にアプリの作成などを体験する中級者研修につきましては、初級者研修の受講者数の半数に相当する268人が受講しております。

研修の実施に加えまして、質問や意見交換ができる場を整備しまして、開発に当たっての疑問や困り事に対応するためのヘルプデスクを設置し、職員のアプリ開発を支援いたしました。

これらを通じまして、職員のアプリ開発スキルが向上し、業務改善の手段としての引き出しが増えたため、自らの業務を効率的に行うアプリの開発が進んでおります。具体的には、現場で撮影した写真を庁内で共有するアプリや、申請から承認までのフローを自動化するアプリなどが開発されておまして、業務の効率化や改善につながっております。

志村委員 一生懸命取り組んでいらっしゃることは私もよく分かりましたが、実際に効率化された、以前に比べてどのように改善されているのかという成果指標的なものがなかなか見えにくい業務でもあるかなと思いますので、実際に時短されたとか、この業務に係る人的資源もこのぐらい圧縮されたみたいなものが決算のときの資料として、またお示ししていただけると、今後はありがたいと思います。

この業務に関してプロポーザルで公募されているのですが、受託事業者の事業費の評価基準が、次点の事業者に比べて著しく低いと読めるのですが、1点ということになっています。他の評価基準も含めた審査結果が全体的に上回っていることから選定されているわけですが、この具体的な評価基準の内容について説明を頂きたいと思います。

村上DX・情報政策推進統括官次長 プロポーザルによる事業者の評価基準につきましては、事業費のほかに実施体制やスケジュールの妥当性、また作成するガイドラインや研修内容の有効性、さらに、アプリ作成に対するサポートの内容、また独自提案内容の優位性などにつきまして、全体で23項目を設定いたしました。それぞれの項目につきまして、提案された内容の評価を行いまして、総合

的に優れていると判定した業者を選定したところです。

志村委員 総合的には123点と110点ということなので、今回の受託事業者が優れているということで理解はしますが、事業費について、次点の事業者のほうが8点という評価点になっているのですけれども、これはどのぐらいの金額をお示ししていただいたかということは答弁できるのでしょうか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 公表されてはいる情報であります。すみません、数字を手持ちで持っておりませんが、いずれ一番の受託事業者に比べると比較的高価であったという金額であります。

志村委員 点が高いほうが金額が高かったのですか、それとも予算上限額に対して8点のほうがもっと低くて1点の評価のほうが予算上限額に近いと読み込みをしたのですけれども、逆ですか。

村上DX・情報政策推進統括官次長 おっしゃるとおりでして、予定価格に近い金額のほうが1点でして、そこから安いほう、低いほうの金額が8点となります。

志村委員 では、次に、生成AI独自データベース評価環境構築業務委託について伺いますが、この業務が随意契約となっているのですけれども、アビームが受けているということで、この事業の随意契約になっている理由にもあるように、このアプリ開発のための庁内体制構築の業務と一体的に発注するということが可能だったのではないかと考えるのですけれども、これはどうしてこのような形になったのかお伺いします。

村上DX・情報政策推進統括官次長 まず、アプリ開発の体制構築事業につきましては、昨年の6月補正予算において予算化したものでありまして、職員自らがアプリ開発を行うことを目的としてガイドライン等の作成等を行ったものです。

一方で、様々な分野におきまして、生成AIの活用が広がっておりましたので、9月補正におきまして、全庁的に活用して業務を効率化することを目的として、生成AI利用環境の構築事業を予算化いたしました。こちらの事業では、財務会計制度など県固有の情報をデータベースに蓄積しまして、その内容を踏まえて生成AIが回答を作成するという環境を整備いたしました。

2つの事業は予算化した時期や目的、内容が異なっているため、一体的に発注できるものではありませんでした。

志村委員 それから、DX推進のためのアドバイザリー業務と、それからデータ利活用に向けた調査業務というのも、これも9月4日に審査をされているのですけれども、これらもアプリ開発のための庁内体制構築と一体的に行うことが可能だったのではないかと思いますのですが、これについてはいかがでしょうか。

長谷川DX・情報政策推進統括官DX推進監 DX推進のためのアドバイザリー業務ですが、DX全般について技術トレンドや先進自治体の取組など、専門的な知識や経験に基づく助言を受けるものです。

昨年度ですけれども、DX推進計画の改定の年でありましたので、計画改定に関する相談、アドバイス、こういったものを中心に庁内業務のDXについての助言を受けました。

データ利活用に向けた調査業務ですが、こちらは、庁内で作成・保有されているデータの調査・分類・整理を行ったものです。各課の業務を通じて作成された計900のデータについて調査分類を行うとともに、利用しやすいデータの形式や他課の業務での利用の可能性などについて整理を行いました。

このように、業務の対象、目的、内容などが異なっておりまして、これらを一体的に実施することはできないものと考えております。

志村委員

令和5年度当初予算でもDX推進の関係の予算もかなり盛っていただいて、補正もかけながら、こうした事業をやってこられているということは理解をしていますけれども、そういう中で、全て同じ事業者の結果的にお願いしていることになりますので、そう考えると、全体的には、業務の目的、内容等も異なっているにしても、DX、業務効率化というぐらいですから、事業の組立てや発注なども、さらに効率的にできたのではないかと少し感じておりましたので、今回この質問をさせていただきます。

引き続き、DX推進に向けて取組を継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

質疑

多様性社会・人材活躍推進局、福祉保健部、子育て支援局、環境・エネルギー部

（母子父子寡婦福祉資金制度について）

山田委員

まず初めに、母子父子寡婦福祉資金制度についてであります。

私どもが議員になった10数年前は、母子寡婦福祉資金ということで、父子が入っていなかったのですが、この10年以内の間に、父子という言葉が入ったわけでありまして、この貸付状況について伺うわけですが、相対的に貧困層の独り親家庭が多いと言われるところであり、社会の動きや社会の状況を一番映し出す部分が、私はこの制度の推移ではないかと、議員になってからずっと見守っていたわけであります。

この数値の上限が、そのまま社会の状況を映していくということで、ある意味、そういう表現を使っている微妙ですが、貧困世帯が多いと言われる母子父子の、いわゆる独り親家庭の部分でありまして、当然、独り親家庭は、いろいろな役割を負ったり、あるいはヤングケアラーという言葉もこの世帯に多いのかなと思っているわけであります。

一方、この貸付制度が、言わば社会のセーフティーネットの役割も果たしてきたと思っておりますので、まずは、貸付金の状況について伺いをいたします。

水口子ども福祉課長 貸付金状況の推移に関しまして、過去3年分についてお答えいたします。

令和3年度は、母子・父子・寡婦、合わせまして貸付件数が71件、貸付金額が3,279万7,700円となっております。同様に、令和4年度は、貸付件数が53件、貸付金額が2,405万9,602円、令和5年度は、貸付件数が50件、貸付金額が2,768万9,696円となっております。

山田委員 ただいまの回答によりますと、もう少し増えているのかと思いましたが、3年から4年にかけては大分減っているということですが、ここで重要になるのは、借りる方が多い、累積をしていますので、今度は返済の部分で、返済が大抵収入未済に残高として反映されやすいということであり、最終的には、先ほど私も質問したように、不納欠損に至る可能性が非常に高いわけであります。

 そこで、コロナ禍を経て、この独り親家庭の貸付件数、貸付残高ともに思ったよりは減っていると私は思っているのですが、この収入未済がそのまま数字として上がってくるので、まずは原因についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

水口子ども福祉課長 収入未済の原因につきまして、お答えいたします。

 償還状況を見ますと、母子家庭の収入未済が多い状況となっております。母子家庭は、父子家庭と比べ、非正規雇用の割合が高く平均年収も低い傾向にあることが、まず背景として考えられます。こうした状況から、母子家庭は、物価高騰などの影響を受けやすく、収入が不安定な状況に陥りやすいものと認識しております。

山田委員 当然と言えるかどうか分かりませんが、今の回答で、父子家庭よりも母子家庭のほうが収入が低いと、数値では約半分ぐらいだったかなとざっくり記憶しておりましたから、やはり母子家庭のほうが非正規雇用が多いということもあって、当然にそこが収入未済になっていくということですが、社会的養護の部分もあるので、この費用をどのぐらい、表現がいいかどうか分かりませんが、回収をするというのも県の重要な役割であります。

 一方、あまり過度に返済を迫りにくい状況もあることもよく承知した中ではありますけども、そうは言っても、県としては、税金をそこに投入している以上、一定の範囲の中での回収作業をしていかなければならないと思いますが、債権の回収について、どのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

水口子ども福祉課長 債権の回収につきましては、各保健福祉事務所におきまして、督促状や催告書などの文書の送付や電話での償還案内を行っております。また、ケースによりましては、各保健福祉事務所に配置されています母子父子自立支援員が自宅を訪問し、直接徴収を行っております。さらに、連帯保証人に対し、滞納初期の段階で連絡を取り、償還を促している状況でございます。

山田委員 質問は以上ですが、回収することも非常に大事なことで、当たり前にしていただくわけですが、その際の就労状況を相談員などに伝えて、より収入の多い仕事や、あるいは回収に向けた収入増の提案も、県の担当の課の仕事かどうかはともかくとして、そんな提案もしていただくことをお願いして、ここの質問を終わらせていただきます。

 （環境・エネルギー一部所管の一般会計歳入決算の状況について）

山田委員 次の質問は、環境・エネルギー部の所管の部分であります。

 説明資料で行くと環の1から3に当たります。こちらも収入未済額であります。

 部局審査のところでも質問させていただきましたが、やはり収入未済は細かく記載をしていた

だきたいということで、その答弁を頂く中で、収入未済額9億4,351万余の金額が、1本で書かれていたので、この大きい金額を1本で表現されるには無理がありませんかということで、お答えを頂いたら4件あるということでありましたが、もう一度この内訳についてお伺いをいたします。

中川環境・エネルギー部技監 4件の内訳について、金額の多い順にお答えさせていただきます。

まず1件目は、北杜市須玉町地内で発生した産業廃棄物不適正処理事案において、放置された廃棄物の内部から硫化水素が発生しており、その発生防止措置に要した費用の未済額で7億4,415万4,207円です。

2件目は、平成9年に北杜市須玉町地内に設置された産業廃棄物最終処分場である自社埋立処分場において、廃棄物の崩落防止措置に要した費用の未済額で1億9,272万4,202円です。

3件目は、大月市内の農地に不法投棄された解体廃棄物の崩落防止措置に要した費用の未済額で589万4,250円です。

4件目は、旧上九一色村地内に不法投棄された硫酸ピッチの撤去に要した行政代執行費用の延滞金に係る未済額で74万6,254円です。

山田委員

この須玉町地内の件については、我々も議会として視察をさせていただきました。この放置をしている会社、あるいは個人の方が、ある意味確信犯的な方かなと、地域でもそのような印象を受けてはいるわけではありますが、7億4千万円余ということで非常に多額でありまして、今はこれが収入未済で、いずれこれが不納欠損になっていく可能性が非常に高いという状況であります。

次の質問は、行政代執行費用の回収についてですが、まず、行政代執行費用の回収にどのように具体的に取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

中川環境・エネルギー部技監 代執行費用の回収についてお答えをさせていただきます。

まず、債務者への分割納付を促すとともに、財産調査を行い、金融機関に預金残高があった場合は、差押えを行うなどして債権回収に努めております。また、債務者の所在が不明となった場合につきましては、親族と接触し情報提供を求めたり、調査により勤務先が把握できた場合は、給与を差し押えたりしております。こうしたことにより、令和5年度は120万5,915円の債権を回収いたしました。

さらに、委員から先ほどお話がありました、北杜市須玉町地内の産業廃棄物不適正処理事案につきましては、債権回収以外にも、産業廃棄物を廃出した事業者に対して費用負担の協力を求めています。令和5年度は105社から918万7,826円を受納いたしました。

山田委員

午前中に不納欠損のところで、消滅時効とそれから地方税法の15条の7の4項、5項、それで債権調査あるいは所得調査をして、債権がなければその時点で3年間経過で不納欠損に行くという質問もしていたのですけれど、今現在、収入未済で数字が残っているとすれば、まだ債務者に資産があるという可能性があり、例え僅かですけれど120万円とそれから918万円が回収で

きたということは、本当に御苦勞いただいているということを感じております。

さらに、今後の回収の見込みについて、お伺いをいたします。

中川環境・エネルギー部技監 今後の回収の見込みについて、お答えいたします。

4件のうち、硫酸ピッチの不法投棄事案につきましては、行政代執行費用の回収は終わりました、現在、延滞金について分割納付が行われております。このまま納付が進んだ場合は、令和7年度には完納される見込みでございます。

そのほかの3件の行政代執行費用につきましては、引き続き、債務者に分割納付を促すとともに、財産調査を行うなどして、粘り強く債権回収に努めてまいりたいと考えております。

山田委員 多分、答弁のあった債権回収が進んでいるところは、金額の中では小額の事案ではないかと想像いたしますが、一番大きなところの7億数千万などのところは、なかなか相手もさる者とお聞きをしておりますので、この部分ではなかなか難しいかなと思いますけど、引き続き債権回収に取り組んでいただくことをお願いいたします。

最後の質問になりますが、産業廃棄物の不適正処理事案への対応についてであります。行政代執行に至らないよう早期に発見・対応ということで、最近行ったところでは、北杜市の現場に我々も視察に行きまして、比較的早期の対応だったので、もう一応片がついたという状況ではないかと思っておりますけど、今後もぜひ早めの対策が必要ではないかと思っておりますので、今後の県の対応、取組について、お伺いをいたします。

中川環境・エネルギー部技監 早期発見・早期対応等、県の対応について、お答えいたします。

不適正処理事案の早期発見に向けては、各地域の市町村、警察、関係団体で構成いたします廃棄物対策連絡協議会と連携いたしまして、県内のパトロールを実施しております。また、不法投棄を早期発見するために、県民のさらなる協力が不可欠でございますので、県のホームページから簡単に情報提供を頂ける投稿フォームを作成し、本年9月から運用を開始いたしました。さらに、県のマニュアルを改善いたしまして、指導手順や行政処分への切替えの判断基準を明確化いたしました。加えまして、許可の取消し、命令などの行政処分の全てを公表することによりまして、不適正処理事案の発生を抑止してまいります。

こうした取組により、県民の生活環境の保全を第一に、法令違反に対しては、毅然とした態度で臨み、不適正処理事案の早期発見・早期対応につなげてまいりたいと考えております。

山田委員 私の地元でも、それに近い不法投棄も含めて、後を絶たないという現状があるので、ある意味いちごっこのようなところもありますけども、やはり県民の生活の環境維持のためにも、ぜひ不適正事案を早期に発見して対応をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

（性の多様性理解促進について）

石原委員 最初に、多様性社会・人材活躍推進局の性の多様性理解促進について、主要成果説明書で言いますと61ページになります。

本県では、性の多様性理解促進に関するパンフレットを、企業向け、高校生向け、中学生向け

に作成し、理解促進を進めていると理解しております。どれも見させてもらおうと、とても分かりやすい内容だと思っております。そこで幾つか質問させていただきます。

まず、性の多様性促進事業の研修会はどのように開催したのか、また、参加人数をお伺いいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 県では、多様性を認め合う共生社会づくりを進めております。こうした中で、性の多様性について、誰もが身近なものとして認識していただけるように、理解促進に取り組んでいます。令和5年度は、対象を分け、研修会を3回実施いたしました。

まず、県をはじめ、市町村の職員、県内企業の従業員を集め、宝塚大学看護学部教授、日高庸晴氏を講師に招きまして、「統計データから考える性的マイノリティの現状」をテーマに研修会を開催いたしました。参加者は52名でした。

また、先生方向けとしまして、一昨年度は中学校を対象としましたが、昨年度は小学校教諭を対象にLGBTQ当事者をお招きし、「LGBTと教育現場～先生たちにできること」をテーマに2回研修会を開催しました。参加者は48名でした。

石原委員 3回の研修と、参加者が52名、教育関係は2回で48名ということで、とても多くの方が講習会を受けられていると思っております。

そこで、次に移るのですが、若年層に向けてはいろいろな取組が難しいところがあるかと思いますが、具体的に若年層にはどのような取組を行ったのかお伺いいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 若年層への性の多様性に係る理解促進につきましては、先ほど委員も御承知ということでお話がありましたが、LGBTQについて発達段階に応じて理解を深めていただくためのパンフレットを作成しております。一昨年度初めて高校生向けのパンフレットを作成し、昨年度は引き続き中学生に向けて、性の多様性やLGBTQ、一人一人の違いを尊重する大切さを伝えるパンフレットを作成したところです。

石原委員 全ての県民がお互いの人権や尊厳を大切にして、多様な人々が活躍できる社会の実現は、とても重要な県政課題であると思っております。多様性の一つである個人の性の在り方についても、これを理由とする差別や偏見は絶対に許してはいけないことだと思っております。そのために、行政や企業、教育関係者の研修、若年層への発達段階に応じた啓発事業などを引き続き積極的に展開されることを期待申し上げて、質問を終わります。

（認知症の方々の支援について）

続きまして、福祉保健部の認知症の方々の支援についてであります。主要成果説明書、同じく61ページになります。幾つかお伺いいたします。

高齢化の進展に伴い、認知症患者数も大分増えております。全国的に見ますと、65歳以上で何らかの介護支援をしようとする認知症の人は、令和12年には全国で約523万人、令和4年には約645万人となると推計されております。本県でも、令和6年度高齢者福祉基礎調査結果概要によりますと、認知症高齢者は2万8,400人で、昨年より245人増加、若年性認知

症は351人、これは2名ほど減少しております。そこで、認知症の方々の支援が今後、大変重要になってくるのかなと思います。

そこで、まず1つ目に、若年性認知症相談支援センターにおけるコーディネーターへ福祉・医療等の相談があると思われますが、具体的にどのような相談内容があるのか、お伺いいたします。

佐原健康長寿推進課長 令和5年度の相談件数、延べ数は計268件でございました。そのうち、若年性認知症の御本人が生活していく上での悩みに関することが59件と最も多く、そのほかの主な内容としては、介護方法に関することが45件、介護者の負担に関することが45件、また就労支援が35件等となっております。

石原委員 若年層の相談59件ということで、少し多い気がしました。
続きまして、認知症サポーターの養成の近年の推移と推進活動をお伺いいたします。

佐原健康長寿推進課長 近年の県内の認知症サポーター養成数の推移でございますが、令和3年度は4,195人、令和4年度は5,517人、そして令和5年度は6,251人と増加傾向にございます。令和6年、本年9月末の累計で13万895人が認知症サポーターになっていただいています。

認知症サポーターは、市町村が講座を開催し養成をしておりますが、県は、その講座の講師役となりますキャラバンメイトを養成しており、県と市町村が一体となってサポーターの養成を行っております。

加えまして、認知症サポーターの活躍の場を広げるため、認知症の方やその御家族とのつなぎ役でありますチームオレンジに参加を希望する認知症サポーターに対する研修を、市町村が実施しています。県は、チームオレンジを全市町村に設置するため、アドバイザーを派遣するなど市町村の取組を支援しています。

石原委員 私の地元昭和町でもサポーターの人数が年々増えていまして、市町村の担当者も努力しています。今後も認知症の方々と御家族が安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き、市町村及び関係機関と連携して支援体制の充実・強化を図り、共生社会の実現に向けて認知症対策により積極的に取り組んでいただきたいと思います。

（子ども学習支援の強化について）

石原委員 次に、子育て支援局になりますが、子どもの学習支援の強化についてでございます。主要成果説明書88ページになります。まず、子供の貧困対策の推進においては、子供の学習に関して幾つか質問させていただきます。

貧困対策においては、主要成果説明書88ページにあるように、親の就労支援や家庭への食料支援、子供への学習支援等があると思います。特に、学習支援については、親から子供へ貧困の連鎖を防止する上でとても重要と考えておりますが、そこでまず、学習支援については、子供の学習支援事業と生活保護世帯の子供の進学支援事業を実施していますが、それぞれの目的と内容について、お伺いいたします。

水口子ども福祉課長 まず、子供の学習支援事業について、お答えいたします。

事業の目的は、町村部に居住する生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生及び高校生を対象に、学習意欲の向上及び日常生活習慣の形成としております。事業内容につきましては、対象児童に対し公民館などの施設を活用し、学習支援や進路支援、生活支援を原則週1回行っております。

次に、生活保護世帯の子供への進学支援事業についてですが、事業の目的は、生活保護世帯の子供のうち、中学2年生から高校3年生を主な対象とし、希望する高校または大学等への進学の支援としております。事業内容につきましては、県の登録を受けた学習塾等が対象生徒に学習や進学の支援を行うとともに、支援を実施した学習塾等に対し、生徒1名当たり年間30万円を条件に補助金を交付するものとなっております。

石原委員 それぞれの事業の違いは十分理解することができました。

そこで、子供の将来を考えた場合、学ぶことは大変重要であります。子供は学びを通して、自らの可能性を広げる力を持っていると思います。引き続き、市町村や民間機関と連携して取組を進めていっていただきたいと思います。

次に、事業の実績について質問させていただきます。

生活保護世帯の子供への進学支援事業について、支援を受けた子供の人数が2名と少ないような気がするのですが、課題と今後の展望についてお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 令和5年度は、市の福祉事務所を通じまして、生活保護世帯に周知を図ったところですが、参加者は、今、委員がおっしゃるとおり2名となっており、参加者の増加が課題と考えております。

そこで、市の福祉事務所の協力を得て、ケースワーカーにより繰り返し、直接対象世帯に働きかけを行い、本年度は7名が参加している状況です。

今後も引き続き、市と連携を図りながら、子供の進学希望がかなうよう取り組んでまいります。

石原委員 ありがとうございます。前年度が2名で、今年7名ということで、今後も増加していくのかと思っております。

本年度は増加していることがよく分かりましたが、徐々に結構ですので、前へ進めていっていただきたいと思います。しかし、潜在的にまだまだ参加を希望するお子様はたくさんいると思います。県では、ぜひ、この取組を前に進めていっていただきたいと思います。十分期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

（児童虐待防止対策の強化について）

臼井委員 まず、主要施策成果説明書の53ページ、児童虐待防止対策の強化についてであります。子供の権利擁護の視点から、何点が質問をさせていただきたいと思います。

子供の権利は、子供が成長するために欠くことのできない大切なものです。これは、令和4年3月29日に施行されたやまなし子ども条例の前文に掲げられている一文であります。本条例は、日本国憲法や子どもの権利条約の理念を踏まえて、子供支援のための施策を総合的に推進し、子供の最善の利益を実現することを目的としています。

1989年に子どもの権利条約が国連で採択されました。我が国では、全世界で158番目にこの条約を批准しました。それ以来、全国的にこのように子供の権利保障を図る条例が多く制定されています。最初に制定されたのが川崎市と聞いておりますけれども、平成13年の4月に施行されていると聞いています。

それでもなお、児童虐待に関する痛ましい事件が、絶えることがない状況にあります。条例の批准や各自治体の条例制定がなかなか生かされていないと言わざるを得ません。児童虐待は、子供たちの健全な成長と発達を阻害する深刻な問題でありまして、社会全体で取り組むべき課題であります。

そこでまず、本県における児童虐待相談対応件数の状況と内容について、過去3年間の推移を伺います。

水口子ども福祉課長 令和5年度の児童虐待相談対応件数はまだ公表されていないため、直近は令和4年度になります。まず、児童相談所及び市町村に寄せられました県全体の相談件数は、令和4年度が2,212件、令和3年度が2,259件、令和2年度が2,108件となっております。令和2年度に2,000件を超え高止まりしている状況でございます。

虐待の内容についてですが、虐待は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類され、直近3年間では、いずれの年度も心理的虐待が最も多く、次にネグレクトとなっております。この2つで全体の7割以上を占めている状況です。

臼井委員 承知いたしました。いずれにしても大変ひどい件数、非常に多い件数だと思います。

このような虐待はもとより、いじめや貧困など、子供を取り巻く環境は厳しさを増していきまして、子供たちの権利が脅かされるケースも増加しているのではないかと考えています。令和5年度に県ではやまなし子ども条例に基づいて、子供を権利侵害から守るため、新たに子ども支援委員会が設置されています。

そこで、子ども支援委員会の取組について伺います。

水口子ども福祉課長 子ども支援委員会では、不当な差別やいじめなど権利侵害を受けた子供や保護者からの権利救済の申出を受け、解決に向けた支援を行っております。子ども支援委員会は、医療・福祉・法律・心理・教育の専門家5名の委員で構成され、令和5年度は委員会を2回開催しております。

また、支援委員会と一体となって対応する子どもの権利相談室、やまなしスマイルでは、子供や保護者から相談を受け付けており、必要に応じて支援委員会の委員が直接対応に当たることとしております。令和5年度には、家庭内の問題や不登校に関する内容の相談が、権利相談室に63件ございました。

臼井委員 子ども支援委員会は、全国で行われているわけではないと思いますので、ぜひこの取組を引き続き進めていっていただきたいと思います。

児童虐待防止や子供の権利擁護の意識を浸透させていくためには、広く県民に向けて、相談窓口の周知や子供の権利に関する知識・理解を深めていただくための取組が重要と考えています。令和5年度には、オレンジリボンキャンペーンとしてセミナーの開催などを行っていますが、具

体的な取組の内容について伺います。

水口子ども福祉課長 セミナーの開催につきましては、支援者向けの専門研修のほか、新たな取組としまして、一般向けに親子で参加できるウォーキングサッカーのイベントを実施しており、児童虐待防止の啓発を行っております。また、リーフレットにつきましては、コンビニや大型商業施設など、不特定多数の方が行き交う場所にも配布するとともに、ライトアップは県内全ての圏域で実施しております。

今後も引き続き、児童虐待防止や子供の権利の重要性について、広く県民の皆様の理解が進むよう、関係機関と協力を得ながら取組を進めてまいります。

臼井委員 山梨県として、児童虐待防止のための様々な対策が行われていることを確認させていただくことができました。

本当に重ねて申し上げるようではありますが、児童虐待というのは、子供の人権をずたずたに踏みしめるものでありますので、引き続き対策強化をお願いしたいと思います。

ちなみに、2024山梨の子ども白書が先日発行されました。そこには子供の権利に関する様々な取組が、かなり多く紹介されています。私も実は執筆者の一人として、やまなし子ども条例の紹介をさせていただいていますので、ぜひ担当課の皆様、あるいはここにいらっしゃる皆様、多くの方が御一読いただければありがたいと思っています。

（愛宕山こどもの国を拠点とした自然保育の導入促進について）

伊藤委員 主要施策成果説明書の52ページの愛宕山こどもの国を拠点とした自然保育の導入促進について伺います。

愛宕山こどもの国ですが、令和5年春にリニューアルオープンし、西側を遊びと家族の交流エリア、東側を里山自然体験エリアということで整備したところであります。そこで何点か伺わせていただきます。

まず、自然保育サポート事業の具体的な内容をお伺いします。

篠原子育て政策課長 愛宕山こどもの国では、幼児期の自然体験活動を支援するために、保育所等を対象に自然保育サポート事業を実施しています。具体的には、年間を通じて愛宕山こどもの国の森や自然を活用し、職員がガイドをしながら子供たちと森の中を探検したり、落ち葉や木の実を拾ったり、生息している虫やカエルを観察するなどの活動を行っています。

こうした自然と触れ合い親しむ活動を通じて、子供たちの生きる力が育まれるようサポート事業に取り組んでおります。

伊藤委員 コロナ禍以降、自然や生き物に触れ合う機会が大分少なくなっている気がします。ぜひともその活動を続けていただきたいと思います。

次に、令和5年リニューアルして、参加団体や参加人数の増減の推移を教えてください。

篠原子育て政策課長 愛宕山こどもの国は、施設の老朽化が著しいことなどから再整備を行いまして、令和5年

4月26日にリニューアルオープンしました。そのような中、令和5年度の自然保育サポート事業の参加団体及び参加者数は、34団体1,376名となり、前年度に比べ6団体253名の増加となりました。

伊藤委員 リニューアル以降増加しているということで、リニューアルの効果が出ているのではないかと思います。

最後に、令和5年リニューアルした全体の評価をお伺いいたします。

篠原子育て政策課長 愛宕山こどもの国では、毎年度、利用者への施設に対する満足度調査を実施しております。その評価を確認しています。リニューアルオープン以前の満足度は、令和3年度が68.8%、令和4年度が71.1%でありました。令和5年度の満足度は75.4%であり、前年度に比べ4.3%の上昇となりました。利用者からは、新しい遊具がたくさんあって、みんな楽しく遊べるようになった、昔と比べて大変きれいに整備され、子供が安心して遊ぶことができるなどの意見を多く頂いたことから、リニューアルにより多くの方に満足を頂いたものと考えております。

伊藤委員 とても評価が上がっているということで、私も利用者と話をすることがありまして、リニューアル以降、素晴らしい環境の中で子供たちが過ごせて感謝申し上げますと言われました。自然に恵まれた里山、緑と太陽の下で自然と直接触れ合いながら、子供たちが自由に遊びを展開できる場所でございます。私も幼少期から愛宕山を利用して、友達との人間関係、あるいは自然と触れて生き物の大切さを学び、遊具などで遊んで体力の向上と、とても思い出深い愛宕山でございます。

今後により一層子供たちに愛される愛宕山を目指していただけたらと思います。

（在宅医療・介護の充実について）

渡辺（大）委員 まず、成果説明書の75ページ、在宅医療・在宅介護の充実について質問をさせていただきます。

まず、介護ロボットやICTの導入に対する助成についてであります。介護ロボット、ICTの導入においては、業務の効率化、サービスの質の向上、人材不足の対応などメリットもたくさんありますが、導入コストが高いこと、スタッフがICT機器に不慣れであることなど課題も多いと思います。

そこで、この令和5年度の助成内容とどのくらいの施設が対象になったのか、お伺いいたします。

佐原健康長寿推進課長 本事業は、介護事業所の業務効率化を図るために、介護ロボットやICTを導入する事業所に助成をするものでございます。令和5年度は、介護ロボットを導入する9事業所、ICTを導入する5事業所が助成対象となりました。導入する介護ロボットの内訳としましては、見守り機器が6事業所、移乗機器が3事業所となっております。

なお、令和5年度は、国の内示が2月であったため繰越事業となっております。実際の導入は令和6年度に行われております。

渡辺（大）委員 次に、外国人介護人材研修会についてであります。日本の介護現場で働く外国人のスキル向上や適応を支援することは、人材が不足する中で非常に重要と考えております。

そこで、今回の研修会の実績ですけれど、令和5年度9月に21人、令和6年度1月に27人で計48人、研修されたとなっておりますけれど、この研修内容と参加した方の国籍はどちらの国が多いのか、また、研修に参加した方の現在の就職状況等はどうなっているのか、お伺いいたします。

佐原健康長寿推進課長 この研修は、県内の介護事業所で就労している技能実習生や1号特定技能外国人を対象といたしまして、日本文化の理解や介護の基本についての講義や演習を年に2回、集合形式で実施しています。

研修参加者の国籍につきましては、ネパールが19名、ベトナムが12名、インドネシアが8名、ミャンマーが8名となっております。

次に、研修受講者の就職状況でございますが、令和5年受講者の中で40名が現在も県内の介護事業所で就労を継続しています。

渡辺（大）委員 40名の方が今、山梨県の現場で就職しているということで、非常に効果のある研修だと思いました。

外国人介護人材研修会においては、言葉の壁、文化的ギャップなど課題も多いと思いますが、適切な研修と支援を通じて、持続可能な介護人材の確保について努めていただきたいと思います。

（保育サービスの充実について）

続きまして、成果説明書の52ページ、お願いします。

保育サービスの充実についてであります。保育士の確保・定着に向けた取組について、保育人材バンクは山梨県独自で運営しているのか、また、民間委託で行っているのかお伺いいたします。

篠原子育て政策課長 県は、保育士確保・定着に向けて、令和4年6月に保育士・保育所支援センターを設置し、センターの業務の一つに保育人材バンクの運営を位置づけています。運営は、山梨県社会福祉協議会に委託をしております。

渡辺（大）委員 続きまして、この人材バンクに登録している方はどのような方がいますか。既に保育士として働いている方、また資格はあるけれど他の業種で働いている方等を含めてお答えいただければと思います。

篠原子育て政策課長 結婚や出産などで、保育現場を離れていたが、再び働くことを希望している方や、現在保育所等で働いている方などが登録をされております。

渡辺（大）委員 先ほど社会福祉協議会が運営していること、そして資格を持って現在も保育所で働いている方

もこのバンクに登録しているとのことですが、このバンクの運営内容について、マッチングや人材紹介だけなのか、また資格の取得支援や労働環境等の相談なども受けているのかについて質問いたします。

篠原子育て政策課長 マッチングや人材紹介とともに、保育施設見学による職場復帰の不安軽減や就職後の定期的なセンター職員の訪問による定着支援を行っております。また、その他の取組として、求められる保育士、保育指導、保護者とのコミュニケーション、感染症対策等をテーマに研修を実施し、保育士の質の向上に取り組んでいます。さらに、保育士の業務負担の軽減や働き方の見直しを行うため、社会保険労務士などが保育施設を訪問し、専門的知見に基づいた指導を実施しております。

なお、県では、保育士就学資金貸付制度を創設し、保育士の資格取得を促進しております。

渡辺（大）委員 保育士の配置基準の引上げや、加配制度の充実など、今後一層の保育士不足が懸念されると思います。保育人材バンクを有効活用して、引き続き保育士の確保・定着につなげていただきたいと思います。

（野生鳥獣の適正な管理の進捗について）

続きまして、成果報告書127ページ。野生鳥獣の適正管理の推進について質問させていただきます。

まず、モニタリング調査の実施についてであります。現在の頭数が適切であるのか、お伺いいたします。

小野自然共生推進課長 ニホンジカの推定生息数ですが、昨年度の調査で、令和4年度末で4万6,939頭となっております。農林業被害の軽減や生物多様性を保全する上で、適切な頭数ではないと考えているところです。

渡辺（大）委員 近年、鳥獣被害は非常にニュースでも取り上げられていて、またハンターの高齢化等が非常に深刻になっているのですが、若手ハンターの育成事業への支援について、この支援の内容はどのようなものになっているのか、お伺いいたします。

小野自然共生推進課長 若手ハンターの育成事業ですが、新たに狩猟免許を取得した人を県の猟友会青年部が行う管理捕獲と一緒に同行させて、実際の狩猟の現場で実技指導を行っている事業となります。

渡辺（大）委員 続きまして、管理捕獲の実施について、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの報償金の現状について、これは多分各市町村、県によって変わってくると思いますが、改めて金額について確認で質問させていただきます。

小野自然共生推進課長 農地周辺などでの管理捕獲につきましては、市町村から各地区の猟友会へ委託して実施しているところで、市町村が行う当該委託事業に対して県で補助金を交付しています。補助金の

単価につきましては、ニホンジカ及びイノシシについては、1頭当たり1万5,000円、ニホンザルは3万円です。

また、高標高域等でのシカの管理捕獲は、県が県猟友会に委託して実施しており、人件費や事務費などから委託料を積算しているところです。

渡辺（大）委員 報償金については、全国的に見ても比較的高い水準であるということが分かって安心しております。

続きまして、ニホンジカの処理施設への搬入を奨励する報償金制度について、その内容について質問いたします。

小野自然共生推進課長 狩猟によって捕獲した鹿のジビエ処理施設への搬入に対しまして、国の制度を活用して、狩猟者及び処理施設へ報償金を支給しています。支給は、2頭目から支給対象となっております。1頭につき、狩猟者に対しては8,000円、処理施設に対しては1,000円を支給しています。

渡辺（大）委員 鳥獣被害が増える中で、ハンターの高齢化、若手の成り手不足が非常に心配だと危惧しております。

先ほど話が合ったとおり、ジビエというのもSDGsの観点からも非常に注目されていますので、引き続き、様々な取組を実施する中で、適切な管理捕獲を進めていただきたいと思います。

（自殺防止対策について）

寺田委員 最初に、主要施策成果説明書89ページの自殺防止対策についてお伺いします。

令和5年度本施策に関する精神保健費、決算額で言いますと7,300万円余の各事業に対する内訳と事業内容について、お伺いいたします。

知見健康増進課長 精神保健費7,371万7,000円の内訳ですが、普及啓発活動推進事業費1,566万2千円、人材確保育成事業費1,996万6千円、心の健康づくり推進事業費12万4千円、相談支援事業費1,224万1千円、ハイリスク地・ハイリスク者対策強化事業費2,280万7千円、自殺未遂者等支援事業費286万6千円、自殺者・親族等支援事業費5万1千円です。

次に、事業内容についてですが、まず、自殺対策の課題を関係者で共有し、対策の方向性を協議するため、関係者によるいのちのセーフティーネット連絡協議会を開催しております。

次に、普及啓発として、山梨いのちの日に開催するフォーラムやウェブ広告及びヴァンフォーレ甲府と連携した周知活動を行いました。また、人材の育成事業として、身近な人の変化に気づき、支え、相談や医療につなぐ役割を担うゲートキーパーを養成しており、昨年度は1,377名を養成しました。累計で1万2,353名のゲートキーパーを養成してまいりました。

ハイリスク地対策として、青木ヶ原が有する本来の魅力を発信し、イメージアップを図るため、メディアツアーを実施いたしました。なお、このツアーには11媒体のメディアが参加し、43本もの掲載記事を得ることができました。

そのほか、相談支援体制の整備として、365日24時間受け付けているこころの健康相談統

一ダイヤルにより、悩みや苦しの相談を受けております。

以上が、精神保健費の各事業に対する内訳と事業内容です。

寺田委員 丁寧な御説明ありがとうございます。ただいま、事業内容について、会議または啓発活動、広告また人材育成、自殺予防教育など様々な事業を御説明いただきましたが、これらの行われた事業の成果について、県としてどのような評価をしているのかお伺いいたします。

知見健康増進課長 自殺対策につきましては、山梨県自殺対策推進計画に基づき、全庁体制で各種施策を総合的に推進しています。

事業成果についてですが、具体的には、女性や若者の自殺者数が全国的に増加傾向であることを踏まえ、検索連動型広告や女性・若者向けのウェブ広告など、SNSを活用した相談先の周知や啓発活動を行いました。この結果、相談支援につながった件数が増加したと評価しております。また、人材育成として実施しているゲートキーパーの養成についても、目標人数を達成しています。

今後、幅広い分野の県民をゲートキーパーとしてさらに養成していく必要があると考えております。さらに、ハイリスク地対策としまして、樹海の魅力を県内外に発信するための健やか樹海ウォークやメディアツアーを実施いたしました。今後は、より県外の方々への魅力を発信するための工夫を行っていきたいと考えております。

自殺対策につきましては、様々な事業を展開しているものの、令和5年の自殺者数につきましては、前年から17人増の149人と、結果には結びついておらず、依然として深刻な状況であると捉えております。自殺者数の減少のためには、継続的な取組だけでなく、より実効性のある対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

寺田委員 今、支援者数は増加、またゲートキーパーなどの人材育成も増加しているとのことですが、自決者数の推移をお聞きしようと思っていて、今お答えいただいたのですが、改めて、近年の自殺者数の推移を県としてどのように捉えているか、お伺いいたします。

知見健康増進課長 本県の自殺者数は、平成18年の248人がピークであり、自殺防止センターや山梨県自殺対策推進計画の策定、ハイリスク地におけるパトロールや声かけなどを行いまして、近年は年間150人を切る水準まで減少しております。

自殺者数が減少しているものの、令和5年は149人の方がお亡くなりになっております。さらには、2年連続して増加をしているため、危機感を持った対応が必要であると考えております。令和5年の自殺者で、前年から増加が顕著な年代としましては、40から60代の男性、そして70代以上の女性であることが分かっておりますので、この層に向けた対策が急務であると考えております。

寺田委員 今お答えいただきまして、年間150人前後というところでピーク時に比べ減ってはいるけれども、近年は横ばい、もしくはここ2年は増加傾向にあるというお話でございました。また、自殺の年代、性別等を研究・調査されているということを十分承知いたしました。

その上で、やはり自殺防止について、先ほどお伺いしました啓発活動、広告活動などによって広く社会へ問いかけていくのか。それと同時に予防教育や相談窓口などの充実、悩んでいらっしゃる御本人に直接手を差し伸べていくのか。自殺の原因も様々でありますし、専門的な部分も含まれていると思いますけれども、県はどのような方針で取組を行っていくのか、事業の内容や対象、手段もこれによってまた変わってくると思いますが、お考えをお聞かせください。

知見健康増進課長 誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会、自殺者ゼロを目標とし、社会全体と本人に対しアプローチを行っていく必要があると考えております。

社会全体に向けた取組としましては、山梨いのちの日などにおける啓発普及、ヴァンフォーレ甲府選手による啓発動画の作成等を実施しております。また、悩んでいる人に寄り添い、孤独・孤立を防ぎ支援するゲートキーパーも養成しています。また、悩んでいる個人に向けては24時間365日こころの健康相談統一ダイヤルによる相談支援体制の整備、相談窓口を周知するウェブ広告の掲載等を実施しております。令和5年度には、女性・若者向けのウェブ広告も実施しました。

また、自殺対策の第一人者である大学教授から、自殺対策の推進には、地域づくりを通じて、総合的に取組を進めることが重要だという御助言を頂き、今年度から山梨市においてモデル事業を展開しています。

寺田委員 様々な施策、そして様々な検討もされていることが十分確認できました。限られた事業費でありますけれども、これは命に直結する大変重要な施策であると思います。より自殺防止効果の高い取組をしっかりと研究していただきまして、また悩んでいる方にしっかりと寄り添う施策であることを願いまして、次の質問に移りたいと思います。

（妊娠・出産支援について）

続きまして、主要施策成果説明書50ページの妊娠・出産支援について、お伺いします。

まず、令和5年度、本施策に係る公衆衛生総務費の予算現額1億2,000万余に対する決算額7,700万円余について、この5,000万近い差が出ている御事情を、お伺いいたします。

篠原子育て政策課長 成果説明書の50ページにあります①から⑪までの事業は、子供を持ちたいと願う方に寄り添い、不妊治療への心理的経済的負担に対する支援の実施をはじめとした事業になりますが、予算現額に対して約5,000万円が不用額となりました。不用となった主な理由としましては、令和5年度から不妊治療が、自費診療から保険適用となり、制度改正の初年度ということもありましたので、不足が生じないよう予算計上を多く見積もったことが挙げられます。

寺田委員 御説明いただきまして、制度改正の影響というところでもありますけれども、せっかく予算を取っていただいたので、また制度改正の周知も含めて、御利用いただけるように努めていただければと思います。

続いて、人口減少危機を克服するために、県では対策パッケージとして、それぞれのライフステージにおける切れ目ない支援を進めていると承知しております。今御説明いただいた安全安心

な妊娠・出産というところではありますけれども、人口減少というところも踏まえて、主要施策成果説明書に記載のある不妊に関する事業や、伴走型相談事業の成果について改めてお伺いいたします。

篠原子育て政策課長 まず、不妊治療への支援につきましては、昨年度から新たに保険適用外である先進医療への助成を実施しておりますが、昨年度は88件の申請があり、子供を持ちたいと願う方たちに、活用をしていただきました。

さらに、伴走型相談支援事業につきましては、全市町村において妊娠期間と出産届提出後に10万円相当の経済的支援と合わせて、市町村の保健師などが面談を行い、全ての妊婦や子育て家庭が、より安心して出産・子育てができる支援をしています。

寺田委員 伴走型支援に関しましては、全市町村で取組が行われているということで、ぜひ各市町村とも連携しながら、引き続き行っていただければと思います。

また、不妊治療等に関しましては、確かに件数だけが全てではないということは、重々承知しております。まずは、安全安心な妊娠・出産という観点から支援を行っていただく。その上で、やはり人口減少対策としても、より利用しやすく公平で、そして出産を望んでいる方々の希望の光となるような施策になるよう一層研究していただき、十分な予算等を確保して活用していただけるよう、よろしくお願いいたします。

（社会全体での効果的な婚活支援の推進について）

引き続き、主要施策説明書49ページの社会全体での効果的な婚活支援の推進についてお伺いいたします。

今、質問させていただいた、妊娠・出産支援につながる話ではありますけれども、結婚する方々が増えることが少子化対策として有効と考えております。昨年、本会議で私も質問として取り上げさせていただきましたが、令和5年度の具体的な取組内容と成果について、お伺いいたします。

篠原子育て政策課長 令和5年度に、民間結婚相談所や市町村、結婚支援ボランティアが官民一体となって、結婚支援に取り組むネットワークを構築しております。具体的には、未婚者のニーズに沿った支援方法を学んでもらうため、市町村担当者や結婚支援ボランティアを対象にスキルアップセミナーを開催し、結婚支援体制の強化を図っております。

また、総勢200名以上が参加した大規模婚活イベントを開催したところ、28組がマッチングしたほか、市町村主催の出会いイベントの開催支援を行い、出会いの機会の創出を行っております。

寺田委員 婚活支援のネットワーク構築、そしてまた、望む方々への支援だけではなくて、それを応援する方々へのスキルアップというところで理解いたしました。

様々な施策が行われておりますけれども、近年の婚姻数減少について、県としてはどのように捉えているのか、お伺いします。

篠原子育て政策課長 婚姻数減少の背景としましては、個人の意思を尊重する中、地域や職場で見られた世話役による結婚支援が減少したこと、また、結婚への意識の多様化が進んだことなど、様々な要因が考えられます。県としては、減少を食い止めるべく、結婚したくてもできない方々に対して、ネットワークが一丸となり、社会全体で結婚を支援することが重要と考えています。

このため、本年2月に若者の結婚に対する意識等を調査したところ、結婚を希望する未婚者の多くが、自然な出会いを待っており、友人の紹介や仕事の関係先での出会いを希望する割合が高いこと、また、イベントに参加する場合は、婚活を全面に出さない取組を望む傾向があることが分かりました。

そのため、調査結果を踏まえまして、若者の多様なニーズに的確に対応した施策の展開が必要と考えております。

寺田委員 今、傾向をお伺いしたわけですが、今後それを踏まえてどのようにやっていくかも重要だと思いますけれども、令和5年度を含め、今後、結婚支援にどのように取り組んでいくのか、どのような検討をされたのか、お伺いいたします。

篠原子育て政策課長 これまで、婚活に際し、伴走型の支援を行う、経験豊富な結婚支援コーディネーターを市町村に派遣しておりますが、調査の結果を踏まえまして、今年度からは企業や団体にも派遣をしております。これによりまして、企業や団体の現状等を把握し、従業員の結婚を応援する上で必要なアドバイスを行うとともに、イベント開催を希望する企業同士のマッチングなどを行っていきます。

また、ネットワーク関係者を一堂に集めた全体会議を開催し、横のつながりを強化するとともに、結婚支援策の優良事例を共有し、横展開を図ってまいります。

寺田委員 まさに横展開しながらというところでもありますけれども、先ほど御答弁でもありました当事者は自然な出会いというところがポイントだと、人ごとではないんですが、思うところあります。やはりそういった方々のお声を聞いていただきながら、また先ほどお話がありましたけど、価値観も多様化しているので、決してこういった取組は強制ではなく、一つの選択肢としての結婚という前提に立ちながらも、やはり人口減少という社会的課題を踏まえて、結婚を望んでいる方々に、少しでも前向きに捉えていただけるような施策として工夫を重ねていただければと思います。

（子どもの貧困対策の推進について）

主要施策説明書88ページ、子供の貧困対策の推進について、その中のこども食堂に係る部分についてお伺いいたします。

まず、県内のこども食堂の数と活動内容についてお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 まず、県内におけるこども食堂の数は、11月1日現在で58施設となっております。活動内容につきましては、主に地域の子供を含めた住民を対象に、無料または低額で食事を提供しております。また、家庭や学校以外の子供の居場所としての役割も担っております。実施状況と

いたしましては、月に1回または2回の実施が多くなっております。

寺田委員 58施設あって、居場所の一つとしても大変重要な拠点になるかと思います。こども食堂サポーター登録とありますけれども、どのような制度かお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 サポーターにつきましては、こども食堂の活動に携わることのできる人材の確保とその資質向上を目的に、登録制度を令和5年度に創設いたしました。大学生や地域の住民など、こども食堂でボランティアとして従事している方を対象に、県が実施する所定の研修を修了した方のうち、希望者をサポーターとして登録することとしており、令和5年度末では51名登録されております。

寺田委員 県が行う研修を受けた上でのサポーター登録というところで、やはり安心感もあると思います。こども食堂の担い手不足というか、手伝っていただく方々が足りないということもありますので、令和5年度から始まったということで、引き続き取り組んでいただければと思っております。
続いて、この中のこども食堂を通じた生鮮食料等の支援が26回実施されておりますけれども、具体的な取組の内容についてお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 まず、この取組の仕組みについてお答えいたします。

生産者からJAや道の駅などに、余剰または規格外の野菜など、生鮮食料を提供していただきます。JA等が頂いた食料を受け取り、保管した後、こども食堂がJA等を訪れ、食料を受け取り、生活に困窮する子育て家庭に届ける仕組みとなっております。

実施場所ですが、令和5年度においては、中北地域においてJAみらい農協及びJA全農やまなしの2か所で、また、富士・東部地域において道の駅つるで行っております。実施回数につきましては、JAみらいで4回、JA全農やまなしで2回、道の駅つるで20回となっております。

寺田委員 令和5年度に行われている中で、やはりこういったことを行われているということの周知と、協力事業者もこれからますます募っていただくということが課題であるかと個人的には思いますが、先ほどのサポーター登録も含め、令和5年度こども食堂について、県として一気に進んだという実感が個人的にはしておりますけれども、こども食堂への活動支援に対する県の考え方について、改めてお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 こども食堂は、貧困対策のためだけではなく、地域の交流や子供の居場所として重要な役割を担っております。高校生や大学生、高齢者など、ボランティアとして集まり、子供やその親に向けてのイベントの開催なども行っております。

県では、こども食堂の自主的な活動を尊重し、その多様な活動がさらに広がっていくよう、施設整備やイベントの開催への調整に加え、人材の確保などに努め、活動を支援してまいりたいと考えております。

寺田委員 今、御答弁にありましたけれども、自主的かつ多様性というところがポイントだと思いますの

で、ぜひ、そういった観点から引き続き、こども食堂への支援をしていただきたいと思いますし、先ほど来、質問しております婚活支援、また妊娠・出産支援、そして貧困対策を含めた子供の育成支援、それらが切れ目なく実施されていくことが肝心だと思います。子育て支援局の皆様を中心とした関係部局のより一層の活躍・尽力を期待しますとともに、併せてエールを送りまして、次の質問に参りたいと思います。

（災害廃棄物の処理計画について）

最後に、主要施策成果説明書20ページの災害廃棄物の処理計画について、お伺いいたします。

環境・エネルギー一部所管の災害廃棄物処理体制の強化に関して、令和5年度、市町村による災害廃棄物処理計画の見直しへの支援について、随時行っていたと説明書にはありますけれども、どのような支援を行っていたのか、お伺いいたします。

中川環境・エネルギー一部技監 見直しへの随時の支援についてお答えいたします。

市町村が策定する災害廃棄物処理計画につきましては、国の災害廃棄物対策指針を踏まえつつ、地域防災計画や県の災害廃棄物処理計画との整合を図る必要がございます。このため、県の計画に関する詳細な説明を行うとともに、仮置場の選定に必要となる災害廃棄物発生量の推計方法などについて、技術的な助言を行っております。

また、市町村ごとに計画の見直しが進まない要因をヒアリングいたしまして、解決に必要な助言や情報提供を行うなどの支援を行っております。

寺田委員 国と、そして各市町村と連携をしっかりとしていかなければいけない中で、市町村への助言、ヒアリング、情報提供等を行ったと確認できました。

これを踏まえて、昨今、災害の頻発化や激甚化と言われている中で、災害廃棄物処理体制について、現状と課題を県は全体的にどのように捉えているのか、お伺いいたします。

中川環境・エネルギー一部技監 県の現状と課題でございますけれども、災害廃棄物は被災地域の早期復旧、早期復興の妨げになりますことから、円滑・迅速な処理が重要でございます。平時からの備えといたしまして、災害廃棄物処理計画や、県と市町村及び一部事務組合と締結した相互支援協定、また、県と災害廃棄物の処理の専門技術を有する民間事業団体と締結いたしました協定の実効性を高めていかなければならないと考えております。このため、市町村職員などのスキルアップを図り、民間事業者団体と連携しながら、災害廃棄物処理の対応力を向上させることが課題と捉えております。

寺田委員 今、御説明いただきましたとおり、円滑に、そして迅速に、国、市町村、また民間と様々な計画や支援、協定など、今お話を聞くだけでも、問題や課題、やるべきことは山積しているように受け止めました。この主要成果説明書に、環境衛生指導費300万円余という予算決算報告がありますけれども、今、お話しいただいた現状と課題解決をどのように図り、この300万円余で十分な効果、課題解決にいかに関与していると評価しているのか、お伺いいたします。

中川環境・エネルギー部技監 課題解決にどのように結びついたかということでございますけれども、現状の課題であります災害廃棄物処理の対応力の向上を図るため、市町村職員などを対象に、協定を締結した民間団体にも参加いただいて、仮置場の設置、運営の実践的な訓練を行いました。訓練では、災害の種別による廃棄物発生の特性や、仮置場の設置・運営で留意すべき点などを事前に学習した後に、実際に仮置場を設置しまして、ロールプレイによる住民対応などの運営訓練を実施いたしました。訓練により、平時から災害廃棄物の円滑・迅速な処理を意識し、職員のスキルアップを図るとともに、災害廃棄物処理の対応力向上につなげることができたものと評価しております。

寺田委員 仮置場訓練等の実施によって、各職員、関係者のスキルアップ、そして対応力向上に結びついたと御説明いただきました。先ほど来、様々御説明いただいたとおり、そういった対応力、そしてまた国、各市町村との連携が必要になってくると。その中で、県がどのような役割を果たしていくのが肝要なのか、御説明いただき理解いたしました。まさに今も続いております非常に困難な状況である能登半島地震の現場等の現状、教訓等も踏まえて、しっかり県の役割を果たせるように、事業費をしっかりと確保しながら、いざ災害になってからでは後手後手になってしまいますので、事前準備を万全に期していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

（多文化共生社会づくりに向けた支援と環境整備について）

清水委員 コロナ禍以降、社会構造が大きく変化し、私たちの生活様式も、がらっと一変しました。価値観の変化や多様性の尊重、さらには各地で頻発している異常気象による大災害などにより、山梨県の健全性も大きな影響を受けることとなりました。

こうした中、今回の令和5年度の決算の質問に当たり、県民の皆様のかけがえのない税金の有効活用度を表す高付加価値化の観点から、主要施策につき幾つか質問をさせていただきます。

最初に、主要施策成果説明書161ページの多文化共生社会づくりに向けた支援と環境整備についてであります。今、世界中がグローバル化し多様化している中で、この多文化共生という非常に大きなテーマは極めて大切な課題かと思えます。それで何点が質問いたします。

まず1点目、やまなし外国人相談支援センターについてであります。令和5年度において、相談件数が1,540件あったと記載されておりますけれども、この内訳をお尋ねいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 内訳についてでございますが、相談内容別で最も件数が多いのは、通訳、翻訳の277件、次いで入管手続の241件、雇用労働関係が153件、医療関係が142件の順になっております。相談者数を国籍別に見ますと、ブラジルが最も多く、次いで日本、中国が多い状況です。また、相談件数1,540件のうち125件が企業からの相談でした。

清水委員 多様な国から多様な内容があったということですが、その相談件数に対して、誰がどのように対応したのか、お尋ねいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 相談につきましては、専任の相談員3名が常駐しておりまして、来訪での対面相談、電話、Eメール、SNSからの相談に対応しています。

外国人住民の皆様からの相談には、センターに蓄積しております関連情報を基に対応し、各種窓口の案内も行っています。必要に応じて翻訳、また病院での通訳や子供の三者面談に同行するなどの支援を行いました。また、企業からの相談では、外国人材の雇用に関するものが多く、在留資格等に係る制度などの問合せに対し情報提供を行うほか、必要に応じまして、出入国管理局などの関係窓口につなぎました。

清水委員 今、企業では人材不足で、その対応として外国人の人材を活用する傾向があるのですけれども、今、御回答がありましたような内容を、今後しっかりとお願いしたいと思います。

 次に、外国人材受入・活用セミナーを3回したとありますけれども、この内容についてお尋ねいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 3回のセミナーの内容は、第1回目が業務の生産性と安全性を高める日本語教育について、第2回が外国人材活用のポイント、第3回が農業分野における外国人材受入れの基礎知識という内容でした。

清水委員 3回のセミナーの合計の受講者数が何人だったのか、お尋ねいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 3回のセミナーに県内企業から合計61名の受講がありました。

清水委員 続いて、多文化ソーシャルワーカーの育成・活動支援について、3点ほどお尋ねいたします。

 最初に、多文化ソーシャルワーカーとはどのような人たちを指すのか、お尋ねいたします。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 多文化ソーシャルワーカーとは、外国人が自国の文化と異なる環境で生活することで生じます心理的また社会的問題に対しまして、ソーシャルワークのスキルを活用し、問題解決を支援する人材のことをいいます。具体的には、保育士、幼稚園教諭、看護師に対して研修を実施し、習得したスキルを使い、活動していただいております。

清水委員 国際保育推進研修を4回したと伺っておりますけれども、受講者は何人あったのでしょうか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 国際保育推進研修につきましては、保育の現場に多文化共生を生み出すための研修でありまして、国籍に関わらずお互いに認め合う、そのような知識と知恵を学ぶといったものでした。実際には、保育士や幼稚園教諭等を対象にしまして、延べ126名の方に受講していただきました。

清水委員 続きまして、外国人患者の対応向上研修が1回実施されたとありますけれども、こちらは何名受講者があったのでしょうか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 県内の医療機関の看護師を対象に実施しまして、14名が参加していただきました。

清水委員 次に、市町村日本語教室の設置について、3点ほどお尋ねいたします。15か所設置したとありますけれども、どのような組織でこれは運営されたのでしょうか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 県内15か所の日本語教室につきましては、市町村もしくは市町村の国際交流協会等が主催をして運営しております。県は運営支援を行っています。また、市町村が主催します日本語教室につきましては、運営費の補助を行うなど支援しております。

清水委員 この日本語教室の講師はどなたが務められたのでしょうか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 市町村では業務委託先であります日本語学校の教員が講師を務めております。なお、市町村の国際交流協会などの団体が主催します日本語教室では、団体の職員やボランティアが講師を務めております。

清水委員 日本語は大変難しい言語だと言われておりますけれども、この日本語教室ではどのようなレベルまで教えたのでしょうか。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 日本語教室では、基礎クラスと、その上位クラスであります2つのクラスを設定しております。基礎クラスでは、日常会話の基礎的な口語表現が身につけているレベルまでを目標としております。上位のクラスにおきましては、地域の日本語学習支援ボランティアとの対話を通じまして、さらに語彙・表現力を増やし、柔軟で効果的な会話ができるレベルまで引き上げる内容となっております。

（デジタル医療立県やまなしの推進について）

清水委員 続きまして、主要施策成果説明書78ページのデジタル医療立県やまなしの推進について、幾つかお尋ねいたします。

最初に、電子版かかりつけ連携手帳についてであります。最初に、この連携手帳とはどのようなものか、お尋ねいたします。

清水医務課長 かかりつけ連携手帳は、日々の血圧や体温などの健康情報や、服薬、検査、診療情報などを記録する手帳であり、日本医師会が考案し、当初は紙の手帳として普及が図られたものであります。その後、山梨大学と山梨県医師会がアプリとして開発したものが電子版かかりつけ連携手帳となります。診療時の記録だけでなく、服薬やアレルギーの状況、日々の健康情報を記録し、医療機関と共有をすることで、より適切な医療を受けることが可能となっております。

清水委員 この手帳は、どのような人たちを対象にしたシステムになっているのでしょうか。

清水医務課長 こちらは、県民をはじめ、全ての人が利用できるものとなっております。

清水委員 令和5年度の終了時点のこの手帳の普及率実績についてお尋ねいたします。

清水医務課長 このアプリのダウンロード数は把握することができませんが、日々、データ入力などを行っているアクティブな状態にあるアプリの件数は3,000件となっております。

清水委員 日々3,000件というアクセス数だということですが、具体的にどのような効果が出ているのか、お尋ねいたします。

清水医務課長 ユーザー個人の効果といたしましては、服薬、検査、診療情報や日々の健康を記録し、振り返ることで、健康への意識が向上し、自己管理が進んだなどの御意見をいただいております。

また、この電子版かかりつけ連携手帳を基に、診療時の患者情報の共有のほか、訪問介護での利用者情報の共有など、多職種での利用にもつながっています。

清水委員 次に、重心電子決済モデル事業について、3点ほどお尋ねいたします。この重心電子決済モデル事業とは、まずどのような内容でしょうか。

廣瀬障害福祉課長 県では、令和3年度、重度心身障害者医療費助成の新たな仕組みとしまして、国民健康保険会計への国庫負担金の減額措置を回避した上で、受給者の負担軽減を図るため、電子版かかりつけ連携手帳と連携する電子決済システムを構築しました。

このシステムは、クレジット決済を応用したものであり、受給者はスマートフォンのアプリを使って電子決済を行うことから、医療機関の窓口での現金による支払いは不要となります。また、受給者の銀行口座からの引き落とし日と市町村からの助成金振込日を合わせるため、受給者の金銭的な負担は一切生じないこととなります。このモデル事業は、厚生労働省に対して電子決済方式により医療費が増大しないことを立証し、この方式を拡大しても国庫負担金の減額措置を行わないことを確認するため実施しています。

清水委員 このモデル事業に64人参加されたということですが、この人たちはどのようにして選ばれた人たちでしょうか。

廣瀬障害福祉課長 重度心身障害者医療費受給者に対して、市町村や障害者団体を通じてモデル事業の案内をし、医療費受給者から希望を募って参加いただいています。

清水委員 この事業について、令和5年度終了時点で課題が見えてきたと思うのですが、どのような課題が明確化されましたか。

廣瀬障害福祉課長 現在の参加者からは、本事業に対しておおむね好意的な意見をいただいておりますが、モデル事業による電子決済方式が利用者の受診行動に及ぼす影響や、医療費の変化を把握・評価するためには、中長期的にモデル事業を継続実施し、厚生労働省に対してしっかりと実証できるようにすることが必要であります。今後も対象となる医療機関の拡大を図るとともに、スマホがない

方でもスマホの無料貸出しが利用できることなど、受給者へ事業内容の周知を図りながら、参加者数を可能な限り拡大し、事業を推進してまいります。

清水委員 次に、ウェアブル端末を用いた健康観察の実証実験についてお尋ねいたします。
最初に、ウェアブル端末とはどのようなものか、お尋ねいたします。

清水医務課長 本実証実験に用いたウェアブル端末は、体に身につける腕時計型の機器で、スマートフォンと連携して使用するものとなります。スマートウォッチとも呼ばれるものとなります。ウェアブル端末を常時装着することにより、見守りが必要な高齢者等の心拍数などを自動で測定し、スマートフォンを通じてリアルタイムにデータ収集することが可能になります。

清水委員 この実証実験は、今後展開の可能性がすごく高いと思う実証実験でございますけれども、令和5年度は、どのような推進体系でこの実証実験がされたのか、お尋ねいたします。

清水医務課長 デジタル技術の活用による健康データの計測や健康相談を支援する手法を検証するために、山梨大学が実施したものになります。県は、山梨大学の取組に対し助成を行ったものでございます。南アルプス市が参加者を募集し、システムの運用とサポートを行うNPO法人や民間企業の協力を得て行われています。

清水委員 この実験に30人参加されたということですが、どのように選ばれた人たちでしょうか。

清水医務課長 山梨大学によりますと、実証実験の参加者はスマートフォンを持つ高齢者を対象に、南アルプス市が市民の中から希望者を募集したとのことです。実験にはケアされる高齢者だけでなく、ケアする側の家族や民生委員にも御参加いただいたと伺っております。

清水委員 この実証実験は、今後の展開が可能な実証実験だと思うのですが、令和5年度実証実験で、どのようなデータが得られたのか、お尋ねいたします。

清水医務課長 山梨大学から提出していただいた実績報告書によりますと、実証実験ではウェアブル端末による心拍、歩数、睡眠時間のデータのほか、自宅にある機器を用いた体温、血圧などのデータも併せて収集されております。この得られたデータを基に、医療関係者や家族が見守りを行うに当たって、心拍等で異常が検知された場合の自動警告機能、あるいはスマートフォンを用いた医療関係者との相談機能について、有用性を検証することができたとされています。

また、多くの参加者において、健康への意識が高まり、運動の習慣化や規則正しい睡眠など、生活習慣の改善が見られたということです。

清水委員 今回の質問のデジタル医療は、これからの高齢化社会、あるいは人手不足社会において、大変重要な手段・手法だと思いますので、今後しっかりとやっていただきたいと思います。

（介護待機ゼロの取り組みの推進について）

次に、主要施策成果説明書71ページの介護待機ゼロの取組の推進について、4点ほどお尋ねいたします。

最初に、介護現場の生産性向上に係る相談についてであります。最初に、相談件数が26件あったということですが、その内容についてお尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 相談がありました26件のうち、主なものは、介護事業所からは介護ロボットの導入に関する相談が5件、導入に対する補助金の相談が5件、また、介護ロボットを試しに活用してみたいという相談が3件ございました。

また、介護ロボットメーカーなどからは、自社製品が補助金の対象になるのかどうかという相談が6件ございました。

清水委員 相談の内容は、当然予測できた内容かと思います。

それで、その相談内容の改善に向けて、令和5年はどのような手段・方法をとったのか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 介護ロボットの導入に関する相談に対しましては、県内施設における活用事例の紹介や、厚生労働省が出している介護ロボット導入のガイドラインなどの提供を行いました。導入に関する補助金の相談に対しましては、導入予定の機器が補助対象となるのか判定を行い、また、比較検討できるように、同じ分野の機器の紹介などを行って、補助を活用した導入への支援を行いました。

介護ロボットを試しに活用してみたいという相談に対しましては、メーカーを紹介し、現場の職員の方が使用することにより、機器の選定がしやすくなるよう支援を行いました。

清水委員 こうした相談は、従来から毎年のように上がってきている内容だと思いますけれども、令和5年度に実施できた相談件数あるいは相談内容、実績としてどのような内容だったか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 令和5年度での相談がありました26件のうち、介護ロボットの導入に関する相談に対しましては、ロボット導入のガイドラインの提供を行いました。また、ロボットに関する相談につきましては、ほかの事業所の事例を紹介するなど、改善につながる対応を行ったものが22件ございました。

清水委員 次に、テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業の実施についてお尋ねいたします。

最初に、モデル事業として実施した業務内容及びどのような範囲まで実施したのか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 これまで介護ロボット・ICTを導入した事業所では、導入したが使われない、想定した効果が出ないなどのケースがございました。そのため、このモデル事業は介護ロボット・ICT

Tを導入する際の業務の課題分析、機器の選定、定着、効果検証などの方法につきまして、県内事業所に普及することを目的としております。

令和5年度は、モデル事業所として2つの事業所を選定いたしまして、このうち特別養護老人ホームでは夜勤時における見守り業務を、また、介護老人保健施設におきましては、移乗介護業務を対象としました。

清水委員 今、見守り業務などの業務内容に展開したということですが、具体的にどのようなテクノロジーを活用したのか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 今回、特別養護老人ホームにおきましては、夜勤時におけるナースコールの対応による業務の多忙感が課題であったため、居室内の状況が把握できるカメラ付きのセンサーマット型見守り機器を導入いたしました。

また、介護老人保健施設におきましては、移乗介助時に2人介助が必要になること、また、ヒヤリハットの件数が増えていることが課題であったため、職員の介護スキルに関係なく、介助が容易にできる非装着型の移乗機器を導入しました。

清水委員 今、業務内容及び具体的なテクノロジーについて御説明いただきました。
モデル事業として、2つの事業所で実証実験をしたということですが、具体的にどのような業務効率が図られたのか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 見守り機器導入における効果といたしましては、精神的な負担を感じる職員の割合を約60%から約10%まで削減することができました。また、夜勤時の訪室回数、部屋を訪ねる回数を最大約50%減らすことが可能となり、職員の体力的な負担も軽減することができました。

移乗機器の導入におきましては、移乗介助に対し心理的な不安を感じている職員が64%から22%まで減少するとともに、身体的負担を感じる職員が74%から28%まで減少することができました。加えて、移乗動作時のヒヤリハット件数を、導入前の9件から1件まで減らすとともに、2人で移乗介助が必要な入所者を10名からゼロに減らすことができました。

清水委員 ヒヤリハットを低減したと、1対29対300という法則だと思うのですが、これはすごい効果がありそうということで、今後、ぜひ強力にお願いしたいと思います。

次に、福祉・介護人材のキャリアパス支援研修の開催についてお尋ねいたします。キャリアパス支援研修とは、どのような内容でしょうか。お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 キャリアパス支援研修は、介護職員が御自身の将来像を描き、それぞれのキャリアの段階に応じて求められる能力を体系的に習得することを目的に実施しています。そのため、対象者を3つに分けて実施しております。

1つ目は、一般職員を対象としまして、自らの介護技術などのスキルアップを目指す内容としております。

2つ目といたしまして、中堅職員やチームリーダーを対象にしまして、周りの職員のモチベー

ションアップの方法やOJTの指導について学ぶ研修となっております。

3つ目といたしまして、施設長などの管理職を対象としまして、組織力の強化を図るための経営管理能力や人材育成力の向上を図る内容となっております。

清水委員 3分野にわたって支援研修を行ったということで、この支援研修が全部で10回開催されたという報告になっておりますけれども、それぞれの3分野に対して、どのような受講者が受けたのか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 研修全体では、延べ203人の方に受講いただきました。内訳といたしまして、一般職員向けの研修は6回実施をして、延べ59名が受講しております。また、中堅職員及びチームリーダー向け研修につきましては、2回実施し、延べ53名受講しました。最後に、施設長等の管理職向け研修を2回実施いたしまして、延べ91名の受講となっております。

清水委員 次に、中高年者対象介護入門講座の開催について、2点お聞きいたします。この入門講座を8回開催したとありますが、それぞれどのような内容であったか、お尋ねいたします。

佐原健康長寿推進課長 中高年者対象介護入門講座は、介護分野に関心を持つ中高年者や主婦層を対象といたしまして、この講座をきっかけとして、介護技術の基本を身につけていただき、福祉・介護分野への就労を促すことを目的としております。この講座は4回のコースを2回行いまして、1回目には介護支援に必要な基礎知識やコミュニケーション技術について学んでいただき、2回目には介護食づくりの実習などを行っております。3回目には、おむつ介助や着替えの介助、入浴介助などの実技を行い、4回目にはボランティア活動の心得について学んでいただき、最後に意見交換を実施しました。

清水委員 参加者が全体で167人ということですが、参加者の、それぞれ年齢や経歴、男女別の内訳はどのようになっていたのでしょうか。

佐原健康長寿推進課長 延べ参加者167人のうち、40代の方が11人、50代が22人、60代が41人、70代が90人、80代が3人となっております。女性が141人、男性が26人となっております。

参加者の経歴につきましては、在宅の家族介護者、またボランティア活動者、民生委員などとなっております。

（プラスチックごみ対策の推進について）

清水委員 次に、主要施策成果説明書124ページのプラスチックごみ対策の推進について、お尋ねいたします。

最初に、神奈川県と連携した環境美化啓発イベントツアーの実施について、まず神奈川県とはどのような理由で連携したのか、お尋ねいたします。

中川環境・エネルギー部技監 神奈川県との連携の理由でございますけれども、海洋ごみの7割から8割は、市街地で発生したプラスチックごみが河川を伝わって海に流れ出たものと言われています。本県は海に面していない内陸県でございますが、当事者意識を持って、流域県が連携してプラスチックごみの発生抑制対策に取り組む必要がございます。このため、啓発イベントツアーは令和3年度から、本県の下流域の海岸を有する神奈川県や静岡県と連携して実施していきまして、昨年度は神奈川県と連携して取り組んだところでございます。

清水委員 このイベントツアーの具体的な内容について教えていただきたいと思います。

中川環境・エネルギー部技監 イベントツアーの内容でございますが、神奈川県茅ヶ崎市の海岸において、茅ヶ崎市民や民間の清掃活動団体とともに、海岸の散乱ごみやマイクロプラスチックなどを間近に観察し、清掃活動を行いました。さらに、神奈川県内で海岸の清掃事業や海洋ごみの調査研究などに取り組んでいる専門家を講師といたしまして、海洋ごみ問題や海洋ごみを減らすために私たちができる取組などについて学んだところでございます。

清水委員 このツアーに多様な人が参加したと思うのですが、具体的にどのような人がこのツアーに参加したのか、お尋ねいたします。

中川環境・エネルギー部技監 ツアーへの参加者でございますが、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層から58名の参加をいただきました。

清水委員 続きまして、河川マイクロプラスチック調査についてであります。この調査は極めて大切な調査だと思うのですが、誰が、どのような方法で令和5年度は実施したのか、お尋ねいたします。

中川環境・エネルギー部技監 調査を、誰が、どのような方法で実施したのかということでございますが、国が定めるガイドラインに基づきまして、適正に調査を遂行することができ、かつ国や自治体からの受託実績のある事業者へ委託して実施いたしました。

令和5年度は、多摩川水系2地点、相模川水系と富士川水系で各1地点、計4地点で調査を実施しました。

試料の採取の方法でございますが、荒天時などを避け、河川の流心において、0.3ミリ程度の網目のプランクトンネットを用いて、10立米から20立米程度の河川水を自然に通水いたしまして捕集した、長径、つまり一番長いところの径が5ミリ未満のプラスチック片の個数を計測いたしました。

清水委員 それで、ここが一番重要なことですが、今回調査した結果、どのようなことが分かったのか、お尋ねいたします。

中川環境・エネルギー部技監 調査で分かったことでございますけれども、今回調査を実施いたしました多摩川

水系、相模川水系、富士川水系、全ての調査地点においてマイクロプラスチックが確認されました。マイクロプラスチックの形状は、繊維状のものと破片状のものが多く、また、材質はポリプロピレンとポリエチエンが多く確認されました。

マイクロプラスチックの流入量は、人口密度と相関があることから、プラスチックごみの適正処理の徹底であるとか、屋外にあるプラスチック製品の適正な管理などが重要であると考えております。

清水委員 続きまして、やまなしプラスチックスマート連絡協議会の開催についてお尋ねします。この連絡協議会は、既に何年か前に立ち上がったと思うのですが、どのようなメンバーで構成されている協議会でしょうか。

中川環境・エネルギー部技監 連絡協議会のメンバーでございますけれども、プラスチックごみ等の発生抑制対策や、それに関わる環境教育、普及啓発について協議を行うため、商工・経済、食品流通、農業や廃棄物関係の団体に加えまして、消費者団体や環境教育団体、行政など、幅広い分野から26の団体と学識者を加えまして構成をしています。

清水委員 学識経験者や26の団体ということで、2回開催されたということですが、どのような議論がされたのでしょうか。

中川環境・エネルギー部技監 連絡協議会の議論でございますけれども、構成団体が事業活動に関する報告を行い、意見交換を行っています。県からはマイクロプラスチック調査結果を、また協議会の団体からは団体におけるプラスチックごみなどの発生抑制に向けた活動内容の報告を行いまして、意見交換を実施いたしました。マイクロプラスチックにつきましては、その実態や環境影響等について分からないことが多くございますが、調査研究を通して、発生源の特定や発生量の状況を把握していくこと、今後の国などによる対策の動向を注視していくことが必要であるとの意見が出されたところです。

清水委員 最後になりますけれども、やまなしエコティーチャーの派遣について、2点お尋ねします。2件派遣したとありますけれども、この派遣先はどこでしょうか。

小野自然共生推進課長 令和5年度に実施した、やまなしエコティーチャー派遣事業での派遣実績のうち、プラスチックごみ対策の推進に関する派遣は2件行ったところです。

まず、1件目につきましては、派遣先は昭和町立西条小学校で、参加人数は72名となっております。2件目は北杜自主上映会で、参加人数は91名となっております。

清水委員 多くの方が参加されたと思います。それで、この派遣先では、具体的にどのような内容を実施したのか、お尋ねいたします。

小野自然共生推進課長 まず、1件目の昭和町立西条小学校では、環境、ごみ、SDGsについて考えるをテー

マにワークショップを行いまして、事前に児童が調べた事柄を模造紙にまとめる作業を行う中で、環境問題には様々な要因がつながり合っていることを確認してもらいました。

2件目の北杜自主上映会への派遣につきましては、マイクロプラスチック削減の現状と私たちにできることをテーマに、有害化学物質を吸着したマイクロプラスチックが体内に入った際の悪影響などについて、講演を行ったところです。

清水委員

このマイクロプラスチックが、今、世界中で一番大きなテーマになっておりまして、ただ単に海洋汚染だけではなくて、それを食べた我々が汚染される。さらに最近では、血液の中にも多く入っているという研究成果が発表されておりますので、これは極めて大きな問題だと思います。SDGsの中にも17項目の中に、作る責任、使う責任とありますので、ぜひこれからも力を入れてやっていただきたいと思います。

（地域を担う人材づくりについて）

古屋委員

主要施策成果説明書、総合計画実施状況報告書96ページの関連につきまして、地域を担う人材づくりについて質問したいと思います。

質問に入る前に、過日、10月24日に全国過疎問題シンポジウムが、甲府で開催されまして、時期が時期でしたから、数名でしたけれど県議会議員も集まり、私もぜひ聞きたいということで参加しました。その実例を2、3紹介して質問に入りたいと思います。

1つは人口減少社会、御案内のとおり山梨県もその真ただ中であって、対策本部を設置してやっているわけですが、先の代表質問でも申し上げましたとおり、県の27市町村のうち11自治体が消滅、4割がそういう状況になるという話であります。その中で、2013年から23年までの出生減少率、赤ちゃんが生まれてくる状況が山梨県の場合は、東北の岩手、福島、青森それから静岡に次いで全国で6位の状況ということで、2013年には8,159人生まれていた赤ちゃんが、2023年には5,151人と、63%程度になっているということで極めて危機的な状況と言ってもいいのではないかとということで、毎年毎年減少している状況であります。

人口マジョリティーという、いわゆる年代の順位というのも、これも50代がトップで、次が60代、70代ということで、いわゆる働き盛りの40代、50代は、まだまだ下のほうにいる状況でございます。その中で県内の状況を見ますと、大学進学や就職で県外に出ていく率が非常に高い。コロナの時期は一定程度収まったのですが、それが出ていく。

その中で、過疎シンポジウム基調講演でニッセイの天野研究員という方が講演したわけですが、男性というのは戻る率が割合高いそうですが、女性というのは一旦出てしまうとなかなか戻らない。言ってみれば反動で、結婚、出産、子供の生まれる率というのはイコールフットリングになっていまして、人口減少につながっていくという分析をされておりました。少し意見書にも書きましたが、女性の採用革命が必要だと。女性の企業への定着率が今や一丁目の一番地で、これを取り組まない限り人口減少は歯止めがかからないというお話がございまして、県内では、若手女性の県内就職は極めて重要な課題だというお話がありました。

そこで、新卒のUターンの就職率、人数、男女別のUターン就職率の状況と低い理由について、まず伺いたいと思います。

川崎労政人材育成課長　Ｕターン就職率は、首都圏を中心に本県出身学生が多く在籍する大学等に協力をいただいて実施しております。令和元年のＵターン就職率につきましては26.0%、就職者1,610人のうち県内就職者は419人、男性のＵターン就職率は26.7%、女性は25.1%でございました。令和5年のＵターン就職率につきましては27.7%、就職者1,620人のうち県内就職者は448人、男性のＵターン就職率は28.6%、女性は27.1%でございました。

Ｕターン就職率が低い理由ですが、学生に県内企業の魅力が十分に伝わっていないことが理由として考えております。

古屋委員　まさにそのとおりだと思っております。約2割5分から3割程度の方々しか戻ってこないという状況でございます。

そこで2つ目の質問で、就職促進協定校と連携した座談会等を開催しているというお話でございますけど、その成果と課題についてどのような受け止めをしているのか伺います。

川崎労政人材育成課長　成果といたしましては、開催後のアンケートでは、自分が調べていなかった企業や業種を知ることができ大変参考になったとの意見や山梨で働きたいという思いがますます強くなったという回答を頂き、学生の満足度が大変高い状況でございます。

課題といたしましては、参加者の確保が課題と考えておりまして、引き続き学生が参加しやすい時期や時間の設定、さらには広報について、SNSでの発信の強化などを工夫しながら参加者の学生の確保を図っていきたいと考えております。

古屋委員　ぜひ課題について、しっかり克服するように、ここが大事だと思いますので、次の年にまた3割などの成果があるように御努力いただきたいと思います。

3つ目は、企業の持続的な成長に向けた経営改革の取組について、県はどのようにこの支援をしているのか、この辺りについて伺いたいと思います。

川崎労政人材育成課長　プロフェッショナル人材戦略拠点におきまして、県内企業の持続的な成長に向けた人材ニーズの掘り起こしとともに、民間人材紹介会社等を通じたマッチング支援を行っています。

また、業務量や費用面で確保が難しい高スキル人材をスポット的に活用する、副業・兼業人材の活用支援も行っています。

成果といたしましては、令和5年度の成果として、相談件数目標310件に対し実績330件、成約件数は目標60件に対し実績91件と、いずれも目標を上回る成果がございました。

また、マッチングした人材としましては、生産管理部門のリーダーや営業部門の管理者として活躍しており、国外工場の管理体制が改善され体制が強化されたという事例や売上げの拡大やマーケティング機能の強化につながったという企業からの声もいただいています。これからも企業の成長につながる人材の獲得を支援していきたいと考えています。

古屋委員　成果は成果として受け止めるのですが、OECDの加盟国の男女の賃金格差を見ますと、日本は6位と低いところであって、特に山梨県の場合、先ほど申し上げたとおり9割が中小

企業ですから、賃上げがこの春にされたとしても、まだまだ追いつかない状況があつて、どうしても大手の企業あるいは首都圏を中心とした企業に就職する傾向はまだまだ強くなるし、それに歯止めをかけるためにはこういった取組が極めて重要だと思います。

その点については、労使で決めるものですから、なかなか行政が関わるということは難しいわけでありますけれど、今、施策もいろんな形で展開しており、それらも含めてやっていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

（重心電子決済モデル事業について）

菅野委員 まず、説明資料福8ページ、成果説明書78ページ、重心電子決済モデル事業について伺います。

令和5年度の利用者及びシステム導入事業所について、目標と達成状況について伺います。

廣瀬障害福祉課長 モデル事業の参加者について、電子決済による重度心身障害者医療費の新たな助成方法が利用者の受診行動に及ぼす影響や医療費の変化をより正確に把握し評価するために、拡大が必要と考えています。参加を希望する方にはスマホの無料貸出しを行い、この便利な制度を利用していただくよう啓発を図っています。

また、対象となる医療機関等についても、可能な限り拡大してまいりたいと考えております。

菅野委員 確認ですが、利用者の目標設定はしていないということでしょうか。

廣瀬障害福祉課長 モデル事業の実施に当たりまして、数値目標は設定をしておりません。

菅野委員 現在、重度障害者の医療費助成事業の対象者は全県で2万7,000人ですが、令和4年度はモデル事業の利用者目標100人程度に対して、実際の利用者は対象となる全重度障害者の方のうち47人、0.17%でした。令和5年度の利用者は64人となっており、こちらも同じように0.23%です。

また、システム導入事業所は、令和4年度と比べると薬局が3つ増えましたが、県立中央病院と山梨大学病院と合わせても5つしかありません。令和4年度の実績から利用者及び事業所がほとんど増えていないことについてどのように考えますか、認識を伺います。

廣瀬障害福祉課長 参加者につきましては、令和4年度47人、令和5年度末64人、令和6年10月末時点で70人と徐々に増加しております。対象となる医療機関等につきましては、令和5年度から県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の近隣にある調剤薬局3店舗において電子決済ができるようになりました。現在の参加者からは本事業に対しておおむね好意的な意見をいただいているところであり、引き続き参加者や対象の医療機関、調剤薬局の拡大に努めてまいります。

菅野委員 今年の10月で令和3年のモデル事業開始から3年が経過しましたが、これまで利用者やシステム導入事業者を増やすためにどのような取組を行ってきたのですか、答弁を求めます。

廣瀬障害福祉課長 令和5年度には参加者の拡大に向け、市町村への個別訪問などでモデル事業への参加、呼びかけを重点的に行った結果、全ての市町村からモデル事業参加の了解を得ました。

また、重度心身障害者医療費貸与制度を活用している方々にモデル事業への参加を直接案内したり、音声案内機能を追加することで視覚障害者が使いやすい形に改修した電子決済アプリやスマホの無料貸出しを障害者団体に対して説明し、対象者への周知を依頼したところです。

さらに対象となる医療機関等を拡大するため、医療機関等に個別にモデル事業の実施を働きかけた結果、令和5年度は調剤薬局3店舗において電子決済ができるようになりました。

菅野委員 令和3年のモデル事業の開始から令和4年までに6,800万円余りをかけてシステム導入を進めてきたわけですが、利用者も事業所もほとんど増えない中で令和5年度も予算をかけました。どのような必要性があったのでしょうか、答弁を求めます。

廣瀬障害福祉課長 厚生労働省は、重度心身障害者医療費助成を窓口無料とした場合に、国民健康保険会計への国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティーを課しています。このモデル事業は電子決済方式によって医療費の実質的な窓口無料としておりますが、これが医療費の変化にどう影響するのか把握し、変化の度合いが小さいことによってペナルティーの必要がないことを厚生労働省に立証するために行っているものであります。

菅野委員 本事業の対象者の99%が利用できないシステムにお金をかけ続けることにどのような意味があるのか、それが本当に重度障害者当事者の皆さんのためなのか、全く理解ができません。当事者の皆さんが求めているのは、窓口無料に戻すことであるという事実を改めて指摘したいと思います。

（福祉施設等物価高騰対策について）

続けて、行います。説明資料、福7ページ、子5ページから福祉保健部及び子育て支援局に関わる福祉施設等物価高騰対策について伺います。

本事業は、光熱費支援金と賃上げ支援金の2本立てで行われました。それぞれ予算の執行状況について、対象施設数に基づく申請率を伺います。

宮下福祉保健総務課長 ただいまの御質問に、まず福祉保健部よりお答えいたします。

光熱費支援金は、高齢者施設、障害者施設、救護施設、医療機関、薬局を対象としておりまして、施設数4,663に対し申請数3,850、申請率82.6%であり、予算の執行率は89.8%。

また、賃上げ支援金につきましては、そのうち医療費、薬局を除く施設を対象としておりまして、施設数2,549に対し申請数1,502、申請率58.9%でございましたが、予算の執行率につきましては78%となり、介護現場などで働く8割近くの方々の支援につながったと承知しております。

篠原子育て政策課長 次に、子育て支援局よりお答えします。

光熱費支援金につきましては、保育施設205施設に対して申請数が196施設で、申請率は95.6%となります。

また、児童養護施設につきましては、14施設に対して申請数が13施設で、申請率は92.9%となり、全体の予算執行率は81.8%となっております。

続いて、賃上げ支援金につきましては、保育施設205施設に対して申請数が152施設で、申請率は74.1%となります。

また、児童養護施設につきましては14施設に対して申請数が10施設で、申請率は71.4%になり、全体の予算執行率は66.5%となっております。

菅野委員 光熱費、賃上げ支援金のいずれも申請しなかった事業所があるようですが、なぜ申請しなかったのか、理由をつかんでいるのか伺います。

宮下福祉保健総務課長 申請しなかった理由について聞き取りを行っておりませんので全て承知しているわけではございませんが、事業所として閉鎖はしていないが事業を実施している実態がないため申請しなかったとか、全国展開している法人で山梨の事業所だけを賃上げすることができず申請に至らなかったなどといった声を聞いています。

申請事務の流れといたしましては、申請の受付、交付決定、実績報告、額の確定及び支払いなど、財務規則にのっとって処理を進めたところです。

また、経営環境が厳しい事業者に対しまして支援金をできるだけ速やかに交付するため、申請書類の審査や支援金の支払いなどを業務委託しました。

篠原子育て政策課長 子育て支援局につきましても全て承知しておりませんが、施設の規模が小さく交付される金額を考慮して申請を行わなかったなどの声を伺っております。

また、申請実務につきましては、福祉保健部と同様でございます。

菅野委員 申請実務について御答弁いただきましたので、次の質問に移ります。

申請実務は業務委託をしたということでしたが、そのことにより申請できなかった、あるいは申請を躊躇した事業所への指導に結びつかなかったケースもあったのではないかと考えますが、認識を伺います。

宮下福祉保健総務課長 委託業者に対しましても、受付のときに丁寧な説明をしていただくように指導しておりましたので、その辺につきましては、きめ細やかな対応ができたものと承知しております。

篠原子育て政策課長 子育て支援局についても同様でございます。

菅野委員 私が話を伺った介護事業所の代表からは、他の介護事業所では支援金の存在を知らなかった、申請手続きが煩雑でとても申請できないなどの声があったと聞いています。

また、保育施設では賃上げ支援金の申請に当たり、県から誤った情報が出された経過があり、申請をためらう施設がありました。このことと申請状況との関係をどのように考えますか、認識

を伺います。

宮下福祉保健総務課長 まず、事業の周知につきましては、多くの事業所に申請していただくため県のホームページや新聞広告への掲載のほか、対象となる全ての事業所に通知やメールを送ったところでございます。加えて支援金の申請期間につきましても、当初の予定より1か月間延長し、この期間におきましても通知やメールなどで再度の連絡を行うなど、周知徹底に努めました。

また、申請手続についてでございますが、光熱費支援金の申請書には、事業所の所在地や利用者数、振込口座の情報程度を記載するという非常に簡単なものといたしました。

賃上げ支援金につきましても、国の処遇改善加算で求められる書類よりも簡素化を図り、さらに国の処遇改善加算が複数の取組を要件としているのに対し、この支援金では一つの取組を要件とするなど緩和しました。

さらに先ほども申し上げましたとおり、問合せに対する窓口での丁寧な説明、申請書の記載例やFAQの県ホームページへの掲載など、きめ細かな対応をしました。

篠原子育て政策課長 保育所等につきましても、同様の取組により丁寧な周知を行い、光熱費支援金につきましては9割以上で、賃上げ支援金につきましては7割以上の申請がありましたので、必要な周知はできているものと考えております。

また、賃上げ支援につきましては、保育所施設向けに令和5年10月に再度通知やメールなどにより周知を行い、丁寧な説明をさせていただいております。

菅野委員 物価高騰対策という事業の目的からいって、本来は対象となる全ての事業所に交付されるよう指導すべきだったのではないかと思います。申請結果から見て、その点についてはどのように考えますか、答弁を求めます。

宮下福祉保健総務課長 先ほどお答えしましたとおり周知につきましては、県ホームページや新聞広告に掲載するほか、対象となる全ての事業所に通知やメールなどでお知らせするとともに申請期間も延長するなど、周知に努めたところでございます。その上で支援金を申請するかどうかは、それぞれの事業所が判断されたものと考えております。

篠原子育て政策課長 子育て支援局についても、福祉保健部と同様でございます。

菅野委員 コロナ禍を経て医療や介護の現場は、経営的にも職員の体制的にも非常に大変な状況に陥っています。本来財政的な支援が必要なはずの小さな事業所ほどその影響を非常に受け、こうした支援金を申請するだけの手間も時間も人手も足りないのが現状です。そうした現場の実態をしっかりと把握した上で、個別の状況に応じた対応が求められていると考えます。

（障害者の就労支援の充実について）

飯島（修）委員 障害者就業・生活支援センターにおける就業に伴う生活支援相談の内容と、どのような支援を行ったのかお伺いします。

廣瀬障害福祉課長 県では障害者就業・生活支援センターを4か所設置しており、令和5年度は1,245人の方に対して延べ5,690件の就労に伴う生活面の支援を行いました。

主な支援としましては、規則正しい生活を支援するための定期的な電話連絡や金銭管理、家事援助が必要な場合のヘルパーの派遣、職場での悩みを共有するための在職者の交流の場づくり、社会人としてのマナーを身につけるための身だしなみや言葉のマナーに関する講習会の開催などです。

また、健康管理等に関する相談にも、通院同行や服薬管理、障害者手帳取得に関わる手続の同行などの支援をしています。

飯島（修）委員 次に、農福連携の取組の中で、農家と障害者のマッチングの実績は、令和5年度には56件とのことですが、マッチング件数は増えているのか、また実際に農家の仕事をした障害者の方々の声はどのようなものかお伺いします。

廣瀬障害福祉課長 マッチング件数は、当該年度に新規にマッチングした件数ですが、事業を開始した平成28年度の11件から徐々に増加し、令和3年度の71件をピークに令和4年度は63件、令和5年度は56件と若干の減少傾向にあります。

実際に農作業をした障害者からは、「やりがいを感じた」「農作業の大変さが分かった」という声や農家の方との共同作業の中で、「頑張っただ」「ありがとう」などと声をかけてもらうことが自己肯定感の向上や働く意欲の高まりにつながっているとの声を伺っています。

また、農福連携に取り組んだ多くの事業者からも、「屋外で体を動かすことで利用者に体力がついて長い時間働けるようになった」「利用者の表情が明るくなった」など、いい影響があったというお話も伺っており、障害者の自信や生きがいを創出しているものと考えております。

飯島（修）委員 丁寧な取組をしていると改めて思います。

最後に、障害者を対象とした職業訓練9コース、受講者35人に対してどのような就労支援を行っているのかお伺いします。

川崎労政人材育成課長 就業支援センターでは、国から委託を受けた2名に加え、県独自に障害者就職支援コーディネーターを1名配置し、受講者の障害特性に応じたきめ細やかな就労支援を行っています。

具体的には、訓練生の求人情報の提供や就職相談、訓練生の希望職種や就職条件と企業の望む条件との調整、企業訪問による就職先の開拓など、障害者に伴走しながら就労に向けた支援を行っています。

加えて、訓練終了後に就職がかなわなかった方に対しましても継続してフォローを行っており、障害者の就労を促進しています。

飯島（修）委員 詳細についていろいろ理解できました。今後も活力ある「やまなし」を育む道として、全ての障害者の皆さんに出番と居場所を作る施策の充実を強く望みます。

質疑 県土整備部、企業局関係

（公営企業会計について）

河西委員 電気事業会計では、利益を積み立てた地域文化振興等積立金を活用いたしまして、一般会計への繰り出しや新エネルギー関係の事業に積極的に取り組んでおるわけでありますけれども、電気事業の経営状況について、まずお伺いをしたいと思います。

小澤総務課長 令和5年度の決算状況になります。供給電力量の増加などによりまして15億5,190万3,317円の利益となりました。前年度に比べて3億184万5,341円、率にしまして24.1%増加しています。

また、電気事業を開始した昭和32年度以降、連続して黒字を計上しております。直近10年間の平均利益は10億3,573万5千円となっており、良好に運営できていると考えております。

河西委員 分かりました。今お聞きしたとおり、この電気事業会計は安定経営をしております、キャッシュ・フローにも問題がないということで、新エネルギー事業を行うための経営基盤がしっかりしていることが分かりました。了解をいたしました。

次に、主要施策成果説明書の170ページの水素エネルギー社会実現に向けた実証研究、それから、次世代エネルギーシステムの構築についてであります。

P2Gシステムの導入拡大に向けて、核となるやまなしハイドロジェンカンパニーとともに、幅広い分野の工場等への導入を可能とする技術開発を進めまして、実証プロジェクトを推進したとのことであります。その令和5年度の具体的な取組についてお伺いをいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 令和5年度につきましては、大規模な熱需要がある工場等への導入を見据えた大容量化と、幅広い分野の工場等への導入を促進するための小規模パッケージ化の2つの方向から技術開発を行いつつ、複数箇所において設置に向けた取組を進めてまいりました。大容量化につきましては、北杜市のサントリー白州工場と福島県の田村市のガラス工場の2か所において、水素製造装置の製作や設置に向けた準備を進め、特に白州工場につきましては、本年2月に現地工事に着手したところであります。

また、小規模パッケージ化につきましては、東京都との共同事業と埼玉県川越市のコンクリート工場の2か所において水素製造装置の製作などを進め、このうち川越市のコンクリート工場については、8月から稼働しております。

河西委員 分かりました。このP2Gシステムの導入拡大に向けて、技術開発を行いながら導入に向けた取組を進めており、既に稼働しているところもあるとのことであります。引き続き、水素エネルギー社会の実現に向けて、強力で推進をしていただきたいと思います。

最後に、脱炭素化の鍵を握ると言われているグリーン水素を安全・安心に作り出すP2Gシステムの導入を拡大していくことは、水素社会の実現に向けて非常に重要と考えておりますけれども、

令和5年度を取組を踏まえた今後の展望についてお伺いをいたします。

宮崎新エネルギーシステム推進課長 本年5月、国において水素社会推進法が成立いたしまして、グリーン水素と既存燃料との価格差を埋める支援制度が創設されましたことから、水素エネルギー社会の実現に向けた流れが加速していくものと予測されます。こうした支援制度を活用しながら、P2Gシステムを全国各地にバランスよく整備していくことによりまして、我が国全体として着実に水素利用が拡大し、水素社会の実現に向けて進展していくものと考えております。

今後も国や多くのステークホルダーと緊密に連携を図りながら、水素エネルギー社会の実現に向け、価格差支援の採択を受けてP2Gシステムの導入を拡大できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

河西委員 本日大変うれしい報道があったわけでありまして、水素発生装置開発のカナデビアが都留に中核となるスタックの量産工場を建設するということであります。

山梨県において開発されたこのP2Gシステムがさらに展開することで、水素社会実現に向けた動きを今後も本県がリードしていけるよう、強く期待をいたしまして質問を終わります。

（木造住宅の耐震化に関する取り組みへの支援について）

伊藤委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書の14ページの木造住宅の耐震化に関する取組への支援について、幾つかお伺いしたいと思います。

能登半島地震では、多くの古い木造住宅が倒壊し、改めて耐震化の重要性について認識したところであります。被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が低く、このことが被害の拡大につながったものと考えられており、本県でも住宅の耐震化は喫緊の課題であります。

そこでまず、予算額に対して決算額が少なかった理由をお伺いいたします。

武藤建築住宅課長 木造住宅の耐震化につきましては、市町村からの要望に基づいて、耐震診断を400件、耐震改修を250件見込んで予算措置をしておりますが、実績におきましては、耐震診断が175件、耐震改修が43件となっております、予算額と決算額の開きの要因となっております。

伊藤委員 住宅耐震化を推進するには、まず耐震診断を実施し、耐震性がないものを改修につなげることが重要だと考えております。

そこで、耐震診断175件のうち、耐震性がないものはどのくらいあったのかをお伺いします。

武藤建築住宅課長 耐震診断を実施しました175件のうち、耐震性なしと判定された木造住宅は167件ございまして、全体の約95%で耐震性が不足するという結果となっております。

伊藤委員 次に、耐震設計・改修等43件の内訳を教えてください。

武藤建築住宅課長 耐震設計・改修の補助制度につきましては、設計と改修をセットで実施するものと、耐震性が不足する住宅の建て替えを実施するものの2種類ございます。耐震設計と改修をセットで行っ

た工事が17件、建て替えを行った工事が26件となっております。

伊藤委員 本県でも南海トラフ巨大地震や首都直下地震などにより、大規模な被害が発生することが想定されております。先ほどの答弁でも、耐震診断を実施した住宅の約95%が耐震性なしと判断されたとのことですが、それをお聞きしますと、耐震化のさらなる促進が必要と考えます。

そこで、住宅耐震化の促進に向けた課題と対策をお伺いします。

武藤建築住宅課長 戸別訪問などで所有者の方にお話を聞きますと、「耐震改修の費用負担が大きい」「補助制度を知らなかった」「自分のうちは大丈夫だと思った」などの声がございました。このことから、住宅の耐震化の促進に向けた課題としましては、費用の面での手助け、それと耐震化の必要性や補助制度などの周知だと考えております。

このため、本年度は耐震改修費を100万円から125万円に引き上げるとともに、上限額までは全額補助をするということと、あとは耐震化の理解を深めてもらうための啓発活動を強化して取り組んでいます。

伊藤委員 本年度、補助制度を拡充し、啓発を強化したことにより、申請件数が増加していると伺っております。我々議員としても、補助制度を周知するなど住宅の耐震化が促進するようバックアップしていきたいと思います。

あと、もう一つは上限額125万円で上限額までは100%補助と拡充しているわけですが、耐震化を進めるに当たっては、どうしても高齢者のお宅も多いかと思いますが、診断するときにこの金額とかなりかけ離れた設計見積り等が出ると、なかなか実行することが難しいということもあると思いますので、今後、125万円で命を守ることができる耐震化などの工夫も必要かと私は感じております。

県においては、住宅耐震化を図るため、引き続き市町村と連携して取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

（富士山防災対策におけるハード整備の推進について）

渡辺（大）委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書19ページの富士山防災対策におけるハード整備の推進に関して伺います。

富士山噴火では、溶岩流だけでなく噴石や火山灰など様々な火山現象の発生が想定され、地元住民の生命・財産はもとより、観光・経済面に与える影響は計り知れないことから、被害を軽減する対策や円滑な避難誘導は緊切の課題であると考えています。

まず初めに、富士山の土砂災害を防ぐハード整備についてであります。広大な富士山麓に噴火対策施設を整備するには多くの困難を伴うことから、国が主体となって事業が行われておりますが、現在の直轄砂防事業の進捗状況について伺います。

山本砂防課長 富士山の直轄砂防事業は、現在、富士吉田市の浅間沢におきまして、土石流を堆積・停止させる遊砂地の掘削と、土石流が停止した後に安全に流下させるための流路整備が行われております。

昨年9月からは、この遊砂地の要となる堰堤の本体工事に着手しており、また、緊急時に仮設

の堰堤などに使用する大型ブロックの備蓄を完了しております。

県といたしましては、直轄砂防予算の確保を強く働きかけるとともに、事業が円滑に進むよう市町村と連携し、地元調整などに最大限協力してまいります。

渡辺（大）委員 次に、避難を支援する国道・県道の整備についてであります。避難を支援するため、国道413号ほか6路線を整備したとありますが、整備方針と令和5年度の実施状況について伺います。

保坂道路整備課長 県では、富士山が噴火したときに住民や観光客の避難や救援、物資輸送等を円滑に行うために、各方面への避難路となる国道や県道において、災害に強い道路の整備を進めています。

渡辺（大）委員 最後に、スバルラインの洞門整備についてであります。雪崩対策として洞門の整備とありますが、整備方針と令和5年度の実施状況について伺います。

保坂道路整備課長 富士スバルラインの4合目から5合目の間におきましては、雪崩の到達が予想される11か所を対策が必要な箇所として特定しています。その中で、近年の被災箇所や過去の雪崩の回数が多い箇所から順次整備を進めています。

現在は、苔桃橋付近で洞門の整備を進めておりまして、令和5年度は洞門工事に必要な迂回路の設置工事を行いました。今後も計画的かつ効率的に富士スバルラインの雪崩対策に取り組んでまいります。

渡辺（大）委員 富士山噴火や雪崩に備えたハード整備に当たっては課題も多いかと思いますが、被害の軽減に資する効果的な対策を推進していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

（峡東地域談合事件の違約金について）

古屋委員 今日の最後となりましたが、審査意見書に基づきまして、歳入歳出決算報告書、県土3ページに関連しまして、峡東地域談合事件に関わる公正入札違約金について幾つかお伺いしたいと思います。

まず、本件につきましては、公正取引委員会が平成18年から平成21年にかけて、県が発注した工事について独禁法に違反するとして、談合を行った建設業者、これは峡東地域でございますが、39社に対して、平成23年4月に排除措置命令及び課徴金の納付を命じました。それを踏まえて、県は工事請負契約の違約金条項に基づいて、公正入札違約金を請求したところ、建設業者は甲府簡易裁判所に民事調停の申立てを行い、裁判所から示された調停条項に同意することから、令和3年6月議会において調停条項を議決いたしました。本議案に同意した立場から、その後の状況をチェックする立場で、本決算委員会で質問いたします。

まず、令和3年6月議会において議決した入札違約金の処理スキームについて伺います。

柏原県土整備総務課長 処理スキームでは、契約約款に定める20%の違約金16億5,100万円余をベースに、実損害相当分1億3,300万円余を令和3年に一括で支払うとともに、ペナルティー相当分4億1,200万円余を5年間で分割納付することとしております。

また、違約金から実損害相当分とペナルティー相当分を差し引いた額11億600万円余は、再発防止策や地域貢献に積極的に取り組むこととしております。

古屋委員 県土3の違約金及び延納利息、収入済額9,333万4千円のうち、先ほど答弁がありました公正入札違約金の分割納付に関わる令和5年度の収入済額は幾らかお伺いします。

柏原県土整備総務課長 収入済額は9,029万3千円でございます。

古屋委員 次に、違約金及び延納利息、収入未済額15億8,695万8千円のうち、令和5年度末の収入未済額は幾らかお伺いします。

柏原県土整備総務課長 収入未済額は15億8,360万円余でございます。

古屋委員 順調に収入されているという状況だと思っておりますが、調停では建設業者が、再発防止ほか防災・減災対策、雇用対策などの地域貢献について自発的に取り組むこととされていますが、これまでの状況について概要説明を求めたいと思います。

柏原県土整備総務課長 各社の再発防止策や地域貢献の取組状況について、年に1回、領収書など経費の根拠のある書類を添付し、県への報告を求めています。

再発防止では、弁護士を招き、法令遵守に関わる勉強会の開催や建設業協会主催の研修会等の参加を通じ、意識改革に取り組んでいます。

地域貢献につきましては、防災訓練の参加や災害用資機材の整備など、防災・減災対策のほか、資格取得の推進やICTの活用など、効率化による雇用対策に取り組んでいます。

古屋委員 最後に、収入未済額について、県はどのように対応しているのかお伺いします。

柏原県土整備総務課長 出納局で定めた債権回収及び処理マニュアルに基づき、債務者の情報収集や財産調査等を必要に応じて行うなど、債権を適正に管理しています。

古屋委員 県は、違約金に関わる債務管理を適正に行うとともに、特に各建設業者の談合の再発防止、ここが大事だと思います。私も地元でございますので、建設業界の行事に節々で呼ばれて状況などを耳にするわけでありますが、ぜひ徹底した取組をして二度と間違いを起こさない、こういった取組をお願いしたいと思います。

また、地域貢献につきましても、実施していることは承知しておりますけど、特に減災・防災、そういった地域貢献活動にしっかり取り組んでいただくよう県としても指導をお願いし、終わりたいと思います。

以 上

決算特別委員長 水岸 富美男